

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされるようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

6番、平山真恵美君の一般質問を許可します。

6番、平山真恵美君。

〔6番 平山真恵美君 登壇〕

○6番（平山真恵美君） 6番、平山真恵美、通告に基づきまして質問させていただきます。

質問は大きく二つに分かれています。

質問1、社会の変化に対応できる力を身につけ、たくましく生き抜く力を持つ子どもの育成について。

質問の要旨。人口減少と少子高齢化が進むわが町において、地域を持続的に維持継承していくためには、未来を担う子どもたちをいかに健やかに育むかが、今後益々重要になると考えています。その実現に向けては乳幼児期からも含めた保小中高の一体的な取り組みと、社会全体で育てるという考えの下、行政、各種専門家、地域、住民などが一緒になって地域課題を把握し、共通のビジョンに基づき、それぞれの役割を發揮できる仕組みづくりが必要と

考えます。

①子どもが健やかに育つ環境づくりについて、第7次振興計画の評価も踏まえたうえで、現状における本町の課題をどのように分析し捉えているか。

②現状の課題解決に向け、社会全体で子どもを育てるという考えの下、現時点で町としてどのようなビジョンに基づき政策方針を立案し、今後どのような方針を重点に推進していこうと考えているのか。

2番、幼保連携型認定こども園の開園に向けた進捗について。

未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、乳幼児期からも含めた保小中高の一体的な取り組みの中で子どもたちの育ちを支援していくことがとても大切だと考えています。そのため、現在検討を進めている幼保連携型認定こども園は、このつながりを意識したうえでの方針設計と、教育・保育の質向上に向けた取り組みが重要となると考えています。

①つながりを意識した政策とするために、只見町認定こども園のあり方、基本構想・こども園のあり方と、学校教育や地域との連携、役割をどのように考えているか。

②教育・保育の質の向上と充足に向けて、全体の政策方針を踏まえた人材の教育・育成、確保、適正配置など、実効性のある政策とするために、具体的な事業方針・計画の策定内容と進捗状況についてお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、6番、平山真恵美議員のご質問にお答えいたします。

1番目の社会の変化に対応できる力を身につけ、たくましく生き抜く力を持つ子どもの育成について項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の子どもが健やかに育つ環境づくりについて、只見町第7次振興計画の評価を踏まえたうえで、現状における本町の課題をどのように分析し捉えているかについてでございます。

本町では少子化と人口減少により若年層の定住が少なく、地域の活力が低下しており、少子化の影響は保育・教育環境の持続的な発展にも大きく影響しているものと認識しております。また、地域社会や企業との連携、地域全体で子どもを育てる環境は十分ではないものと課題を捉えております。

2点目の現状の課題解決に向け、社会全体で子ども育てるという考えのもと、町としてどのようなビジョンに基づく政策方針を立案し推進するののかについてであります。

只見町第7次振興計画を基盤とした、只見町総合戦略では、政策方針として四つの目標を設定しています。

その中で基本目標に掲げている、若い世代の希望をかなえる社会をつくるため、子育てと仕事の両立支援では、保育サービスや放課後児童対策を充実させ、安心して働ける環境をつくること、教育環境の充実では、只見学での強度学習やE S D持続可能な開発のための教育でございますが、これの推進、地域に愛着を持ち未来の社会を創造する教育環境の整備を具体的施策として、地域が子ども・子育てに積極的に関わる環境づくりを進めているところであります。

また、第3期子ども子育て支援事業計画策定において組織した、只見町子ども子育て会議において、各方面から幅広くご意見を聞きながら、社会全体で子どもを育成し、将来の社会の中でたくましく生き抜く力を身につける環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、2番目の幼保連携型認定こども園の開園に向けた進捗についてであります。

認定こども園につきましては、只見保育所、明和保育所は3歳未満児を預かる保育所として残し、朝日保育所を1歳から5歳児を預かる認定こども園として、来年4月の開園に向けて、保護者や町民と座談会等を開催しながら事業を進めているところであります。

1点目の保小中高のつながりを意識した認定こども園のあり方と学校教育や地域との連携、役割についてであります。

幼保連携型認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供するもので、子どもの発達段階に合わせた幼児教育を充実させることで、幼児期から小学校へのスムーズな移行を図ってまいります。そのために認定こども園と学校運営や放課後児童対策の共通の目標を持ち連携していくことが重要であると考えております。

また、幼少期から青少年期にかけての成長段階に合わせた支援により、子どもが安心して成長し、適切なサポートを受けることができるよう保育所、そして小学校、中学校及び高校との連携支援体制の構築が重要であると認識しております。

地域との連携については、安全・安心な環境への見守り活動や地域の文化や伝統を伝える役割や交流において、地域と連携を図っていく必要があるものと考えております。

2点目の教育・保育の質の向上と充足に向けて、人材の育成、確保、適正配置など、具体

的な事業方針・計画の策定の進捗状況についてであります。

現在、保護者が安心して子どもを預けられる体制づくりの検討と、外部講師による所内研修のほか、各保育所に研修担当を配置し、保育と教育の資質向上のための保育士研修を継続して行っております。

また、今後10年先を見据えた教育・保育のビジョンを次期振興計画及び第3期子ども子育て支援事業計画において設定し、それに基づく具体的な計画を今後策定してまいりたいと考えておりますので、引き続きのご指導とご提言をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美さん。

○6番（平山真恵美君） 答弁ありがとうございます。

私がですね、この質問をさせていただいたうえで、今、町の中で大切にしていきたいなど思っているところなんですけれども、現状、なかなか、少子化というところは課題になっているのかなと思いますが、将来的な社会環境も踏まえて政策の準備が必要だなど思っております。その際、安心・安全という観点は必ず子育ての中で大切になってくると思っておりますので、そのあたりから1点質問させてください。

アンケート調査や日頃の町民の意見を拾ってみますと、緊急時の医療体制の不安があがってきているというところは間違いないところです。現在、診療所の体制づくりについては医師の確保に尽力されているということで承知しておりますが、ここではあえてですね、子どもたち、乳幼児期の診療について、今、実際、されているサポートですとか、今子育てされている方に安心して診療できるよというような流れがありましたらお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 平山議員の質問にお答えさせていただきます。

乳幼児期の医療につきましては、現時点で重症でない場合については、朝日診療所で通常、平日、そして夜間、あと休日について対応をさせていただいているところです。総合診療ということで、小児科に特化した診療科ではありませんので、状況によっては小児科のほうを紹介をさせていただくという状況になっております。

また、福島県で実際にその子どもの緊急相談の電話の対応をしております、そちらのほうも昨年ですと、只見町で大体14件程度の相談があったという報告が県のほうからはき

ております。これについては、診療所でほとんどが対応できているということなので、ちょっと利用の件数は少ない状況にはなっているんですけども、こういった対応もあるということをご今後、我々としても周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 今の回答で安心された子育て中のお母様も多いんじゃないかなと思います。実際ですね、日々、子育てというのは話を伺っていると、子どもたちの状況というか、元気に育ってほしいという願いは地域も保護者も同じです。私達もそのお話を聞いた中で、やはり心配なことというのは、日々、いつ起こるかわからないなというところは思っておりますので、私達も情報として広げられるところはお伝えして、実際、電話をして、緊急の、それは24時間体制でしていただくというところでもよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 県の子どもの救急相談電話につきましては、基本的には夜の7時から翌朝の8時までということで、日数については365日受け付けているという状況です。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） ということであれば、ある程度、自分が判断つかない場合についても、そちらで電話をすることで安心して受診に向かえるということなのかなと思います。

続いてですね、その安心・安全の見守りの基盤づくりに取り組む一方でですね、最近ではネットの普及で情報が溢れています。かえって判断ができず悩み迷うことも増えているとお聞きしています。また、子育て期間にです、孤立化する傾向もあったりして、子育てする保護者や子どもに関する地域の方々が正しい情報を学べる機会、あと専門家や子育て仲間と情報を交換できるような支援体制をつくることも大事なのではないかなと思っておりますが、その視点から町としての方向性や方針があればお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどの平山議員のご質問にお答えさせていただきます。

やはりあの、困り感のあるお子さんですとか、親が安心して相談できる場が必要だというふうにご認識しております。今、児童福祉が教育委員会のほうにまいりまして、母子保健と児

童福祉の切れ間ない、その相談体制がとれているかということ、ちょっと場所が離れていることもあって、なかなかそこがこう、窓口一体化するということが出ていない状況ではあるんですが、やはり妊娠から出産、子育てに関する窓口を一体化して、相談しやすい環境整備をしていくという必要性は認識してございます。そういった機能を今後進めていきます認定こども園の中で、子育て支援センター的な、中身で、一体化できれば、それが望ましいなどというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 今、回答いただいた中で、認定こども園にはそのような役割もいずれ組み込まれてくるのかなと思って期待しておるところです。実際ですね、少子化の現状の中で、将来を見据えた教育を考える時に、主体的、対話的、学びにも繋がる子どもの成長を育む環境として、只見町はとても豊かな経験ができる地域であると私は考えています。風土の接触の多さ、まあ、そうですね、普段の自然環境の中で子どもたちが生活していくということは、地域の持続願望と共に人任せにしない意識というのも育まれていくというデータも出ているようです。今、只見町の小中学校ではユネスコスクールとして、只見高校は探求の時間などによって、子どもたちが自ら地域の特徴を理解し、視野を広げて、そして自分達がどんなことができるか、町の課題解決にも取り組もうとしているという事例をお聞きしています。

そんな中で、その解決に向けて行動を起こそうとしているための教育がE S D教育だと私は考えているんですけども、今後、さらにですね、こういった取り組みの中で、さらに第8次に向けて力を入れていったらいいんじゃないかなと思うような教育構想があれば是非お伺いしたいんですが。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） お答えいたします。

まずあの、現在の只見町、小学校から高校まで、連続してE S Dを学ぶ、そういった推進協議会を立ち上げておまして、そして、共通なその課題と、それから教育方針で、一貫したE S Dを進めているところでございます。

今、必要としているのは、子どもたちがこの地域の良さや課題を学ぶ。学んだことを自分事として、どう発信して、どう地域未来の改善に繋げていくかという提案をする。いわゆる行動に移すためのE S Dに力を入れているところでございます。

よって、そのE S Dの学びが、中学校や高校の生徒から、実際に、具体的に、第8次振興計画への町への提案ということで、中学生は今、第7次振興計画を学んで、それを見直して、そして先を考える。そういうE S D学習に今、中学校は進んでおりますし、只見高校は、総探の授業を通して、これは令和2年度から始まりましたが、今回、3年目を迎えます3年生が、実際に町の幹部の各課長さん方と町のそれぞれ担当している課題とは何かということヒアリングをして、そして、それを今度、高校生が高校生の視点で課題解決するためのその政策提言を、この12月には行いたいというような、いわゆる学びを行動に移す、そういうE S Dを今取り組んでおりますので、やはりその子どもたちは、いずれこの地域で担い手になって、この地域を支えてくれる人材になるわけですから、その地域の未来の担い手が政策提案して、提案だけに留まらず、そういったものをどう行政が受け止めて、それを具体化していくかということ、やっぱり主眼に置いて、行政と教育が一体となった、そういったまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 今の教育長のお話を伺って、子どもたちが主体的に学んでいる、そのユネスコスクールとしてですね、今までやってきた成果というものが、フェーズを上げて、今後、子どもたちによって体現されていく、すごい、そういったイメージが湧いてきました。私たち大人もですね、子どもたちのその活躍している場に感心を持つことというのはとても大事だなと思ってまして、実際、私も子どもの授業に関わるようになって12年が経過しました。実際、その子どもたちの成長を目の当たりにすると、大人が学ぶことのほうが多いというのが実際の感想です。今後もですね、是非、そういった活動を、いろんな場面で、今もたくさんの方々の場面で聞きはするんですけども、もっともっと発信していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、社会全体で子どもの育ちを考える時に、子どもが真ん中にある視点というのを政策にも必要だと思っています。近年、子どもたちを取り巻く課題の中で、自尊感情や自己肯定感の低さなどが言われており、ありのまま、子どものありのままを受け止める環境づくりの必要性をすごく強く感じているところではございます。そのため子どもが育つ人権をきちんと保証してあげる社会環境づくりが未来に繋がるうえでとても大切だなと感じているんですけども、そのあたり、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まず、前段の部分、ちょっとあの、お話をさせてください。

実は今朝、職員を集めまして朝礼を行いました。そういった中でいくつか申し上げましたが、一つは先般の薪ステーションが開所しましたと。これあの、総務企画課長、研修担当の課長でありますので、あと担当課長の理解を得て、是非、職員はステーションに足運んで、交代でいいから、見て、ちゃんと勉強してくださいということをお願ひしました。

あと、子どもたちがE S D勉強してます。そして、新聞レジ袋から始まって、マイクロプラスチックの話になって、今、農業者が、特に農業法人中心となって、その肥料メーカーと協議しながら、プラスチックで被覆してない肥料開発を行ってまして、それは先行してやっておられます。子どもたちの提案が実際、大人の行動変異を起こしていると、そういったことで、私達、町の携わる職員皆さんは、やはりその辺のところを、やっぱりしっかり、大人だから、子どもだから、ということじゃなくて、内容を見て、子どもたちがそういう取り組みしているわけだから、しっかりそれは受け止めてやっていきたいと思います。そういった姿勢で行政をやっていきたいと思います。それがなければ、ユネスコエコパークはただ絵に描いた餅になってしまうという話を、ちょっときつめだったかもしれませんが、ちょっとそんな話をした中で申し上げました。

それから、ただ今のお話、本当にあの、出産から2歳までの730日と、それと出産前の270日を合わせた1,000日がとっても大事だということを教えてもらってます。やはりその愛着形成期間という表現もあるようですが、そこがまさに子どもが真ん中の社会づくりですから、やはりその1,000日間で、その後の彼・彼女らの将来を大きく左右すると言ってもいいというような、しっかりした研究もあるようですので、やはりその辺のことも、先ほど教育委員会、教育長、次長のほうからも話ありましたが、やはりその辺のところをしっかりと受け止めた、子育て支援センターであったり、認定こども園の運営ができるようにしていきたいと思ひますし、また、その前に保健福祉課長が答弁しました、やはりそうなると、母子保健、母子保健がとっても大事だなということが改めてよくわかります。やはり母子保健と、その認定こども園繋がっていくような考え方で、やはり生きていく力を育むっていう、その1,000日間で、とってもとっても大事だというふうに思っておりますので、その辺のところは先般、勉強させてもらいましたし、そこの理事長も、是非、只見町の議会の議員の皆様も、そういったお越しいただく機会がもしあれば、是非お越しいただきた

いというお話も伺ってまいりました。ので、そういった考え方で関係機関と連携を図ってしっかり取り組んでいきたいというふうな認識でございます。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 子どもたちは日々、成長していきまして、それで今後、子どもたちがいずれ、只見町で活躍できるという将来像を描いて、今、政策を進めていらっしゃるかと思っております。で、私がお伝えしたいのは、社会の中で子どもを育てる、地域の子どもの育てていくということがどういうことであるのか。私はずっと子どもたちと関わりの中で感じていることは、とにかく自分がその場所にいられる安心感と、あと、そこで子どもたちが居ていいんだっていう、その場所にいることが認められている。で、そこに活躍の場がある。そこで何を発信してもみんなですべてを応援できるような、そういった環境づくりというのがすごく大事だなと思っています。なんか、居心地が悪いなと思えば、その場になかなか居づらいということは、誰しもが経験されていることだと思うんですね。で、子どもたちは日々、そういった場所を探しているんじゃないかなとも思っていますので、安心してその場所に居ていいし、安心して何でも受け止められるんだよということを子どもたちに伝えていける、そういったまちづくりができれば良いなと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、幼保連携型認定こども園の開園に向けた進捗についてのほうに移らせていただきます。

認定こども園を開園するにあたっては、集団生活において幼児の成長を育むために多くの関わりの中で社会性や主体性を育むこと、子育て支援の環境を整える目的を併せ持つものとして認識しています。只見町が幼児教育の重要性を明確にされたことで地域の関わり方、小学校から高校まで、一貫した子育て支援政策も描けるようになっていくものと期待しているんですが、幼児教育に力を入れる基本計画に保護者の関心が高いことも伺っています。すぐに成果が表れにくいというのも教育と言われてはいますが、教育は未来の投資とも言われています。その辺りの考えを町長にお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、議員のほうから、教育、子どもたちへの取り組みは未来への投資。まさにそのとおりだなというふうに思います。どうしても様々な、行政課題、行政分野あるんで、すぐ、

即効性があるもの、形に見えるもの、というところが成果として表れやすいので、そういったものも勿論大事ではあるとは思いますが、やはりあの、どうしても人口減少といえますと、当然、人数のほうに目がいくのは常ではありますが、やはりその一人一人の、先ほど安心感、居ていいと、この前、NHKでアタッチメントという言葉言ってましたが、やっぱり黙って、20分間とか、10分間、子どもの傍に寄り添って、ただ、これしちゃだめとか、こうしたらって言わないで、黙って10分間・20分間、子どもの中に親御さんがいるだけで、やっぱり安心感を持って、その子は段々、その行動範囲を徐々に広げていって社会性を身につけるんだということをやっていたらいいんですけども、なるほどなと思って拝見しましたが、そういったことであるとか、ただ今の認定こども園につきましては、そういったところを大事にしていきたいというふうに思っております。今回は二本松にあります、まゆみ学園という認定こども園ございますが、そこの先生にも来ていただいて、保育士も含めて研修受けてますし、やはりそれ、現在、二本松にあるんですが、現在、福島市とか、郡山市のほうからも、やはり親御さんが通っていらっしゃるという状況もあるようですので、近くにそういったモデルがありますので、そこら辺を研鑽させていただいたり、ご指導いただきながら、その形を目指してやっていければいいなということで今、教育委員会のほうでも中心になって取り組んでおりますので、なお、詳しいことは後刻、教育委員会のほうかも申し上げる機会あるかもしれませんが、そのように私としては考えております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 認定こども園の視察に関しましては、子ども子育て会議のほうでもされているようでした。実際、私もまゆみ学園、古渡先生のほうにもお話をお伺いしまして、二本松ならではの素晴らしい認定こども園できているんだと、主体性を育てている、こういう形が望ましいのか、そういったところも含めて一緒に視察に行かれた皆さんいらっしゃるかと思うんですけども、なんか夢があるなっていうのは実際、感じました。只見町においてはですね、只見町ならではの認定こども園、こういったものがあるのかなっていうのは想像は結構しているんですけども、なかなかですね、形にするというところまでは難しい問題もあるかもしれませんが、職員の方の働きやすい環境というものを考えたときにですね、今後見えてくるものというのが具体化してくるなというのを感じています。実際ですね、認定こども園開園に向けて、関連してですね、今、朝日保育所、改修工事を今されているか、今後進む中で、来年4月からの認定こども園開に向けて準備をされるということなんですが、

実際ですね、町内の保育所の施設自体、全て40年以上の老朽化している。で、時折、それを改修しながら今後進めていかなければならないという中では、今後、認定こども園という名前になって機能も変わっていく中では、今後、建て替えていくというような計画についてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいです。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

まずはあの、来年度当初からの朝日保育所の一部改修によって認定こども園のスタートの話をしていただいております。議員おっしゃるように、本来は新築で、そういった認定こども園がしっかり準備できれば望ましいということは、そのように思っておりますが、今、やはりあの、少子化の進行とか、現在の状況を様々、総合的に検討した時に、それをやっている時間的余裕はないということで、まずはソフト面含めまして、保育士、職員の研修含めまして、それをやっていくと。そして、子どもたちの安心・安全で、子どもたちが喜べば、家族が喜ぶ。家族が喜べば、地域が喜ぶ。地域が喜べば、町が喜ぶ。それが少し遠回りのように思えるかもしれませんが、それが地域振興であったり、子どもたちへの、また地域の活性化に繋がる。これはあの、また郡山のほうの先生からもいろいろ教えてもらってますので、そういった考え方で取り組みたいと思っております。そのうえで、そう遠くなく、近い将来、新たな認定こども園の用地の確保とともに、認定こども園の新築を考えていかなければならないと思っておりますが、まだ今日のところは一般質問という形で平山議員にお答えしてますが、今後、その辺のところはもう少したたき台というか、原案作った中で、担当委員会や議会の皆様に相談申し上げるといふ時が当然まいりますので、今日のところはただ、私の考え方として持つておるといふことをご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 建て替えにつきましては新築ということがとても理想だなと思うんですけども、今のところ時間がない。来年の4月の開園に向けては時間がないというところで修繕ということでした。その当初の目的を達成するために必要なものっていうのは、やっぱりつくっていかなければならないんじゃないかなと思っております。只見町でどういった子どもたちを育むのか。そういったところが念頭に置いていかなければならないと思っておりますので、そのためにどういった施設になっていくのか。あと働く人の働きやすい環境というのはどういうものなのか。支える、あと地域の方々が認定こども園に感心を持って今後育

てていく子どもたち。子どもたちは本当に町の源泉です。大切に育てていくことが必要だと思いますので、今後とも慎重に審議はしなければならないと思いますが、大切に扱っていただきたい案件であります。どうぞよろしくお願いいたします。

続けてよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） はい。

○6番（平山真恵美君） 今後なんですけれども、認定こども園に対する期待も大きくなると思います。保護者や子どもたちが安心して通い、学べるこども園。そのあり方を考える時に、地域が関われる子育て支援のスキームづくりなんていうものもあったらいいのかなと思うんですが、そういったあたりはどのようにお考えか。お聞かせいただければ幸いです。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

スキームづくりということで、ただ今、子ども・子育て会議の中で、委員の方々からご意見いただきながら、子育て支援については検討させていただいております。今ほど話があったように、朝日保育所で当面、子どもたちにとってより良い園となるような、最大限できることから始めましょうということで進めているところなんです。その子育て支援機能の部分については、限られたその面積の中で進められることは何かというところで、に視点を置いて、保育士と、それから子育て会議の委員の中で協議を進めているところです。先ほど申し上げましたように、その保護者が一番その、困り感であったり、必要としているのが、やはり相談できる場、それから集まれる場というところがありますので、そういった部分をその子育て支援機能の中で位置付けられるものは何かというところで、今検討しております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） いろいろな機能をこども園の中に設けていきたいというようなイメージは受け取らせていただきました。

なかなかあの、一足飛びにですね、こういったものをすぐにできるかということ、なかなか難しい問題ではあると思うんですが、育てやすい環境づくりということは一番大切になってくると思いますので、これからもそのあたり皆さんと一緒に考えさせていただきたいと思います。私どももですね、いろんな町民から上がってくるご意見なども反映させていただきながら一緒に作り上げていけたら良いのかなとも思っていますので、よろしくお願いいたします。

あと、最後になんですが、今後の展開といたしまして、子ども園としてここだけは絶対やっていきたいなというもの、4月のところから、勿論、幼児教育というところは一番筆頭にあげられると思うんですが、具体的にどういった取り組みでいくのかなというところを知りたいところでした。何か方針があれば教えていただきたいです。

○1番（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、やはりあの、只見町独自の認定こども園としてスタートしたいという視点から、只見町の資源をふんだんに活用した園での生活ができるようにしたいなというところが大前提にありまして、例えば只見町の自然の中で子どもたちの思いや願いを基にした主体的な遊びの展開ということで、例えば変化にとんだ地形でのダイナミックな遊びの展開ですとか、四季を活かした独自の遊びの展開、紅葉とか、紅葉時期ですとか、あと雪を活用したダイナミックな遊びの楽しさを子どもたちに味わってほしいということで、そういった子どもたちが行ってみたいとか、保護者が行かせたいと思えるような活動ができる園にしたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 遊びの中に学びがあるということで、学びをすごく大切にしていただいていうことに喜びを感じています。

実際、私達もNPOのほうで子どもの遊びについて沢山事例を、いろんな事業をさせていただいていました。子どもの主体性を育むために遊びの必要性、繰り返しチャレンジする気持ちというのがあきらめない心やくじけない心を育てていきますよということがとても大切だなんていうふうに学んでおります。特にですね、外遊びをすることによって、大きな学びがあるということは私達も実感しております。子どもたちが遊びの中で培ってきたものっていうのが、いずれ只見町に対する愛着心が変わっていきますので、そのあたり重点的に進めていただけるということに安心感を覚えています。これからもいろいろ難しい問題もあるかと思うんですが、前向きに検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、平山議員から、実際の、自らの子育て支援、事業に携わっていらっしゃるご経験も踏まえて具体的なご提言等いただきまして誠にありがとうございました。

その子供たちの外遊びといたしますか、につきましては、昨年ですか、NHKのEテレのお母さんと一緒にご出演されているたにぞうさんにも只見町訪れていただいて、只見の空という歌と楽曲、歌と踊りを、いや、一昨年ですね、それを作っていただきまして、只見線全線運転再開1周年のお祝いに子どもたちと一緒に披露していただきまして、また、今年の雪まつりのオープニングの時も一緒に子どもたち中心となって只見の空を発表していただきました。これはあの、子育て支援の中で基本的な36通りの体の動きというのがあるそうなので、それに基づいた楽曲の作成で、その一環でございます。

あと今後につきましては、ただ今、教育委員会、教育次長のほうでも申し上げましたけども、そういったことを一つ一つ丁寧にさせていただいて、やはりあの、子育て支援というのが、やはりお母さん・お父さんの孤立化しないような子育て支援機能がより大切で、それはもう必須といたしますか、セットになってやっていかないといけないということは私も勉強させていただいておりますし、よく認識できましたので、そういった機能の充実を図っていきたいというふうに思っております。

またあの、今まで少子化対策というと、私もあの、振興局主催の会議に行った時に、いろいろ、少子化対策といろいろこう、ごちゃごちゃで話すときあるんですけど、やはり、どうしても経済対策でいろんなものを継続する。寄附金を創設する。手当を増額する。それはそれで一方、大事な施策だと思いますが、本当にまあ、言い方、語弊あるかもしれませんが、いよいよ核心のところの子育て支援になってくるのかなというふうに私はそのような認識を持っておりますので、やはりその子育て支援の核心のところである今後の幼保連携型の認定こども園、また子育て支援センター、そういったことに皆さんと共に取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも引き続きご指導、ご提言等賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご提言ありがとうございました。

○6番（平山真恵美君）　じゃあ、引き続き、どうぞよろしくお願いいいたします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君）　これで、6番、平山真恵美君の一般質問は終了しました。

8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君）　一般質問通告書に基づきまして二つ質問を行います。

1点目。質問事項は、難聴者への補聴器購入補助についてであります。

質問の要旨は、身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助制度の創設を求めるものであります。

早期に補聴器を使用することにより、高齢者の社会活動の維持、生活の質の低下を防ぐためにも補聴器購入補助制度創設を求めるものです。

昨年12月会議の一般質問で6回目の同一内容の質問を行いました。その時の答弁では、補聴器購入の助成の具体化は、制度設計の検討・研究の時間をいただきたいとの答弁でありました。制度設計に向けたその後の取り組みの状況を伺います。

二つ目。買い物困難者の支援対策について。

車を運転できない高齢者にとって、買い物は生きるうえでの最低限の行動であると考えます。これまで取り組まれてきた移動販売事業も、事業者の契約解除や町内商店の移動販売・配達も閉店になるなど買い物困難な町民は生活・生存にとって深刻な状況に置かれております。

買い物困難者をなくすためにも町が主導となり、支援体制を充実させるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上、2点であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、難聴者への補聴器購入補助についてであります。

山岸議員から以前より身体障がい者手帳交付の対象とならない難聴者への支援として、補聴器購入補助制度の創設を提案いただいており、昨年12月会議の折には、引き続き検討していくといった答弁をさせていただきました。

現状としては、高齢者の聴覚検査は介護認定調査時に調査員との会話で判断しているのみであり、町の難聴高齢者の把握の取り組みが十分ではなかったと考えております。

今後の取り組み状況としましては、今年度から町の健診時に75歳以上の方を対象に、アンケート形式で聴こえの調査を実施いたします。高齢者の聴こえの状況を確認し、聴こえにくいと感じている方、不便と感じている方には、補聴器相談医のいる医療機関の受診を勧奨してまいります。受診により高度難聴と診断され身体障がい者手帳交付により、補聴器購入

補助の対象となります。軽度、中程度の難聴者の方であっても、受診により補聴器の使用が必要であると診断されれば、認定補聴器技能者のいる販売店で補聴器を購入していただくと、医療費控除の申請をすることができます。福島県内には補聴器相談医が54名おり、会津管内にも7医療機関に8名おります。医療機関の受診の必要性和併せて補助制度や医療費控除の制度周知も図ってまいります。

補聴器購入の補助制度については、現状の把握による町内の高齢者の聴こえの状況を分析し、全国の動向を注視しながら引き続き研究してまいります。

次に、買い物困難者への支援対策についてお答えいたします。

買い物困難者をなくすために町が主導し、支援体制を充実すべきとお質しですが、山岸議員ご提言のとおり、町がリーダーシップをとりつつ、様々な機関と連携して体制構築を図っていくべきと考えております。

移動販売事業の休止後の現状把握や取り組み状況については、9番議員にお答えしたとおりですが、やはり既存のサービスの利用の推進を図りつつ、宅配サービスといった新たな取り組みをしていく必要があります。

さらには、今後の高齢化の進行や一人暮らし、独居高齢者の増加を考えますと、買い物支援のみならず、既存のサービスも含めた生活支援全体の見直しが必要になってくると考えています。人口減少による担い手不足も深刻な中、持続可能な支援体制の研究を関係機関とともに進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは再質問させていただきます。

まず1点目の難聴者への補聴器購入補助についての再質問行います。

今、答弁にありました、75歳以上の方を対象にアンケート形式、聴こえの調査を実施していくという点については、その結果と活用はどのように考えられていますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 山岸議員の質問にお答えいたします。

高齢者に対する聴こえのアンケートにつきましては、本日から町の健診始まっております、そちらの会場において、75歳以上の方を対象にアンケート形式で、耳はよく聴こえていますかとか、不便さを感じていますかといった、そういったような調査を行う予定にして

おります。ので、結果については今後出るかなという状況です。

そういったアンケートの中で、やはり生活に不便を感じている方につきましては、答弁書のとおり、勿論、医療機関を受診をしていただくのが一番いいですよという形で、保健師のほうから勧奨をさせていただきたいと思っています。その後、時間を置きまして、勧奨した方に対しまして、受診をされたかどうか、あとは受診の結果、どういう結果が出ましたか、といったフォローアップではないんですけども、経過の調査を今年度については行う予定にしております。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今のほうの下段のほうで、いわゆる認定補聴器技能者のいる販売店で補聴器を購入していただくと医療費控除の申請することができますと。で、この認定補聴器技能者のいる販売店というのは会津地方ではいくつありますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 会津管内では、一つというふうに私のほうでは把握をしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それと一番最後のところで、全国の動向を注視しながら引き続き研究していきますということで、全国と、それから福島県内のこういう動向というのは掌握してありますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 全国につきましては、件数というよりは割合でみておりまして、大体、全国の市町村の約1割程度で実施されているという状況でございます。

福島県内につきましては、いろいろ私も調べてみたんですけども、具体的に、ちょっと、何件というところまでは把握しきれなかったんですけども、今年度から会津若松市でも中程度の補聴器購入の補助は始められたというお話は聞いてございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほど質問の冒頭で、去年の12月で6回目、ですから今回は7回目になります。で、率直に言いまして、全体として検討課題ということで実現には進んでいないというのが私のトータルとしての直感であります。

私はこれ、提起した時には、既に難聴の方もおられて、そして、会話がなかなかしづらい。で、フレイルの問題もこの場で何度か意見交換させていただきました。それについては、町当局と私の考えは一致していると思います。そこに早く、援助措置をとるかどうか。ここを私は毎回、提起しているわけであります。

先ほどの答弁にありましたように、今回から健診で始まる。で、そういう聴こえの悪い方には病院に行ってくださいよと。で、これで示される病院もほとんど会津若松。近いところで三島の県立、あそこ診療所になったのかな、一人だけ、ですよね。ほとんど若松です。その認定補聴器技能者のいる販売店も若松の駅前、1件だけです。ですから、そういう点では、只見町民が補聴器をつけるうえでは、大変不便な環境にあると。朝日診療所の医師の問題も、今、町民の医療にとって大変な課題になっておりますけれども、こういう一つ一つが、若松まで行って、受けなくちゃいけない。それでもこれ、1回だけじゃないんですよ。近所の方で去年の年末から補聴器購入のために、耳の検査。まずは行って検査する。そしてまた予約健診ですから、そうすると、この補聴器技能者もこれ、タイアップして、そういう認定医ということでやってる医者ですけど、4回ぐらい行って、やっと補聴器、2回、3回目ぐらいで、この補聴器の仮の補聴器つけて慣らして行って、4回目ぐらいで正規に購入の手続きというような形になりますから、今日、医者に行って、明日つけるというわけにはいかない。2・3ヶ月かかるというのがやっぱり、この問題での実態でもあります。

先ほど、全国の動向、注視しながらということでは、これは全日本年金者組合という組合があります。年金を、国民年金を受け取ってる方の全国組織ですけども、その調査では、2021年には35自治体でした。で、今年の1月の発表では238自治体。そういう点では1,700いくつの自治体ですから10数パーセント、で、当初からいっても、21年から24年の伸び率でいっても、(聴き取り不能)以上の伸びで進めているというのが全国の自治体の状況であります。

それからまた、福島県内では、六つの自治体が実施しております。南相馬市、白河市、二本松市、会津若松市、金山町、西郷村。これら六つが取り組まれていて、一番高い補助をしているのが南相馬市で、住民税非課税の方はその補聴器購入の3分の2までで10万円あります。で、課税世帯は半額までの補助で、上限7万5,000円というのが南相馬市。県内の。あとは大体、2万円から3万ぐらいの状況での補助をしております。

今日のあの、福島民報には、全国の学校給食の無償化の実態、30数パーセントの補助を

出している。で、県内では50パーセント以上の自治体が無償化の体制とってます。これらも最初はほんの一桁ぐらいの自治体から始まって、全国的にも大きな流れになっている。で、補助金へのこの助成も、やはりここ3年間の中で、やはり35から238自治体と増えてきているというのが実態であります。そういう点では、東京都内ではほとんどの自治体で実施されている。で、新潟県内では30の全ての自治体がこれ、実現しているというのが全国の取り組みの状況であります。

そういう点踏まえて、あとはこう、町民にどう、寄り添った施策を町が進めていくのかということが私は求められているんじゃないかというふうに思います。

私がしつこく、この問題、もう今回で7回目、先ほども言いましたように、質問しているのは、やはりそれらを必要としている方が既に存在しているということなんです。で、高いのだと片耳、片方だけで50万。二つですと100万。標準でも、大体、安いのも片方で16万ちょっと。両耳ですと32・3万。最低でもかかっていると。これが、なければ、やはりこの、近所づきあいを耳が遠くて疎遠になる。本人がそういう場にまがらないようにするか、あるいは周りも、この人、耳がなかなか遠いなど、聴こえにくいなということで、大声で話すか、大声で話すのが嫌ならば話をしない。という関係に、これ、今、なっているんです。そういう点では、そういうこのフレイルの予防、そして、只見町でいつまでも長生きできる環境を整えていくということでも、これ、やはり、一刻でも早い実現を私は求めているわけですが、この答弁だと、いつになったらできるのか、わけのわからない答弁に私は聴こえざるを得ません。そういう点で再度、町長あの、実現をするために、早くこの取り組みを進めるのかどうか。その辺の回答をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変あの、7回もご質問いただきまして、大変あの、心苦しく思っておりますが、先ほど申し述べましたように、まずはアンケート形式で調査させていただきまして、なんとかこれにご協力いただいて、その後の再質問で、その結果と活用どうするんだというところにいよいよ移ってくるのかなと思いますので、それにはあの、アンケートの回収であったり、制度であったり、その分析をしていきまして、本当にあの、ただ引き延ばしているわけではありませぬので、近隣では金山町の事例も教えていただきましたので、全国的にはまだまだ低い状況ではありますが、県内の状況、その辺の制度設計していくにあたって、いずれそのアンケート調査に協力いただいて、分析、まずは今年度はさせていただきます

たいなというふうに思っております。その辺の制度を高めていった中で、どういう制度設計ができるかという次の段階になろうかと思っておりますので、大変あの、7回目ということで恐縮ではありますが、そのような、もう少し一歩進んだ、アンケートという段階に入ったということで、ご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の町長答弁、もっと早い段階でこれらを聞いたかったなど。で、もっと早くやはり、こういうアンケート実施して町民の置かれている実態、町としてつかんで、そしてそれに基づいた対応を進めるというのは今日の答弁じゃなく、もっと早い段階の答弁がしかるべきだったというふうに私思っって次の質問に入らせていただきます。

昨日の9番議員の矢沢議員のほうからも、これに関連する、私と同じような質問がありました。確かに、緊急にこれは対応していく必要があるというふうに思っておりますが、昨日の9番議員の回答の中でも移動販売車、これ、私も先ほど移動販売車の問題、なくなって、そのことによって大変だという、で、この移動販売車、実際は社会福祉協議会が運行してるわけですけれども、うおかくさんがやっておられた明和地区中心の移動販売車の、今年の4月からの撤退というのは、町としてはその撤退状況についてはどのように承知しているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今年、うおかくさんが事業撤退ということで、町のほうでその話をお伺いをしましたのは、社会福祉協議会から4月の12日にご連絡をいただきまして、契約解除となるという状況をつかんだ次第であります。その原因についても社会福祉協議会のほうからお教えいただいて、町としては把握しているところではあります。ここでその内容についての発言のほうは控えさせていただきますけれども、申出のほうも非常に急だったということで、社会福祉協議会のほうでも、その後、事業者の募集のほうは継続をしているところではあります。現時点で応募される方はいらっしやらなかったという話は今回の議会において確認したところ、そのような状況であったということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 様々な機関と連携して体制構築を図っていくというふうな答弁であります。今、これを早急に私はとる必要があるなというふうに思っております。

昨日の9番議員への答弁の中でも4者協議の中でいろいろ意見が出されてたという話もあ

りました。私がこの買い物支援の問題で一般質問した時は、前の町長の時で、まだ移動販売車購入される前で、ちょうど、うおかくがやめる時期、そして、明和地区での買い物支援のマイクロバスでの運用もなくなる時期ということで、その後、コロナの対応の臨時交付金も使って2台800万で社会福祉協議会で移動販売車支援するというのが流れだったと思います。

で、この移動販売車が2台活用されていた時には、町民は非常に喜んでおりました。というのは、特にあの、これまで社会福祉協議会も生協を活用して、介護保険認定者には届けているとか、で、一番やはり町民が何を必要としているのかといった時には、自分の目で見て、そして必要なものを購入するというのが、やはり今でも、私も一人暮らしのお年寄りのところ、何軒か、この間、この移動販売事業もなくなって、実際今、どういう思いしているのか、話をいろいろと聞いてきました。で、大変な人は、何を食べてますかって聞いたら、去年作った菜っ葉食べているというんですよ。普通でしたら、もう既に、大根も、スが入って、春先に切り干し大根にするか、あるいはもうスが入って畑に捨てる。で、白菜についてもほとんどもう、枯れたり腐ってきてますから、まあ、それ以上の話にはなりませんでしたが、非常にこう、健康が心配されるような話しぶりでした。だから、そういう状況に一番こう、車もない、で、一人暮らしの人、そういう人っていうのは、大変な状況に今置かれているというのがわかりました。で、この買い物支援の移動販売車があった時は、大体がこう、自分の近くまで来て、そして品物を見て買えるというので、そういう方達の希望の中身に一番沿ってるのかなという点もこの間、そういう話をする中での感じというか、私の捉えた中身であります。

そういう点では、この町で、これ、あれですかね、今のところ、4者の情報交換の取り組みの会議をやったということでもありますけれども、これはまた早急にあれですか、こういう会議を開いて、どういう対応をするか、というのは検討はしているんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 5月にですね、4者のほうで協議をさせていただきました、まずはこちらについても現状の把握をしないと、新たな政策等について協議できないということで検討をさせていただきました。その中で、昨日もお答えしましたけれども、ヘルパーさんですとか、生活支援コーディネーターさんですとか、そういった方々が高齢者のご自宅を訪問して、どういう状況ですかという聞き取りを行っていただきました。その中で、雪んこ

タクシー使って買い物に行ってるんだであるとか、近所の人に乘せてもらって買い物に行ってるんだよという現状も把握することができました。ただ、やはりご自身でなかなか、車の乗り降りが、なかなか乗降が難しいといった方については、そういった地域コミュニティの中で支えることが難しい、そういう状況も確認できまして、そういう方については介護ヘルパーさんに買い物をしていただいている。あとは訪問型サービスB事業で買い物支援で買っていただいているといったような現状も中にはあるようでございました。また、ご家族から、遠く離れた遠方から、お子様から食料品を送ってもらったりしているというような状況もあるようでした。そういった情報交換の中で雪んこタクシーの利用も非常に増えているということから、まずは交通支援というよりは宅配サービスのような、自分で買い物に出向くことができない方への支援を中心に検討してはどうかというような話が5月の段階で1回出ております。

また、状況をもう一度、再度確認をさせていただいて、今度は具体的な制度としてどう考えていくかというものは、今回、議会終わりました後にでも、もう一度集まって検討はしてまいりたいというふうに私のほうでは考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 具体的な検討をしていくうえで、私が考えていることでは、やはり先ほど言った、車の運転できない。そして一人暮らしの方、で介護認定も受けてない方。これ、介護認定受けていけば、チラシも入ってましたけど、ちょこっと手伝い隊でのB型の訪問型、B型、要支援1・2の方は受けることができますけれども、これ、介護認定受けてない方は、これらも利用できないという状況に置かれているわけですね。ですから、介護認定含めたいろんなその、認定受けてる方への手立ては、これでは掌握できるでしょうけど、そうじゃない人の調査、内容、そこにやはり、私は今、緊急に手を伸べないと、で、私が最初に質問した、その生きる権利という問題で、本当に生存そのものがね、大変な状況に置かれてるんじゃないかというのが私はそういう人達と話した時の実感なんです。大変な状況だなと。そこをなんとか、一番良いのはやはり移動販売車が復活できればいいなというふうに考えているんですが。

金山町には（聴き取り不能）が、これ、かねかがやっているのかな、来てると思うんですが、そういうところでのこの交渉というか、話し合いというのは、なんかされてますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 町として、町内に、そういった同様の事業をやっている事業者がいる中で、町外のスーパーにお声掛けをするということは、町のほうではしてはごさいませんが、私がつかんでいる情報の中では、地域で直接、移動スーパーのほうに電話をされて、ご自分の地域に来ていただけないかといった交渉をされた地域があるというのは、私のほうでは承知してはしております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それであの、町はこれから様々なこう、体制、関係機関含めて構築していくということですが、その中には、農林水産省で推奨している、買い物困難者、食品アクセスという言葉使ってますが、この食品アクセス問題解決するために、全国各地で民間事業者、自治体、NPO法人、商工会等が様々な取り組みをしていると。昨日、9番議員が言った、農村RMOの取り組みになりますが、これらもかなりあの、インターネットで全国の自治体の取り組みが細かく出てます。これは自治体と色々な、町内の各団体含めた、町と住民との協働の体制づくりだと。そこに国も補助を出すというふうに私は思ってますけど、そういう点も視野に入れながら、一刻も早い支援体制。だから、全体のこう、町の、そういう支援体制をどうとっていくのかという、コーディネーターと、それから同時に、先ほども言いましたように、今の生活にもう既に困っている人、そこにすぐ手を差し伸べる対策と、この両側面が私は現在必要かなというふうに考えてますので、そういう対応を、移動販売車は社協で募集しているということですけど、これ、社協任せだけじゃなくて、やっぱり町としてもやはり何らかの対応必要じゃないかなというふうに考えますが、その辺についてもう少し、町も突っ込んで努力をしていただきたいと思います、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今、山岸議員と、あと昨日、矢沢議員のほうからあった、農村RMOにつきましては、町のほうで社会福祉協議会にお願いしてます、生活支援体制整備協議体の中で、前年度、3月なんですけれども、先進地研修ということで岩手県の花巻市のほうに、そういった取り組みのほうを視に行ってまいりました。そこはですね、やはり集落というか、その地区で、自分達の地区のことは地区で解決しようといったような形で、送迎移動支援サービスであるとか、その買い物支援であるとか、そこは集落の中でみんなで力

を合わせてやっているというような状況でもありました。非常にあの、ちょっと、私、議会で行けなかったんですけども、行かれた方の報告を聞きまして、非常に有意義な取り組みだと思った次第ではありますが、ただ、やはりその集落が主体になってやる。行政が、こう、なんていうんですかね、行政主体ではなくて、どうしてもその集落が主体になるので、集落の方の負担は大きいのだろうなというような感覚を受けました。今後、研究しながら、そういった取り組みについては町のほうでもやっていけると良いのではないかなというふうには捉えております。

また、移動販売についても、その視に行った、その花巻市のほうでは、やはり仕入先、移動販売車は持っていたとしても、やっぱり仕入れ先に非常に課題があるということで、やはりスーパー等を経営されている方が実施をするのが一番良いんだろうけれども、宮城県では生協さんが協力をして、その移動販売車に卸値で品物を卸して、運行は生協ではないところがやっているというような事例も教えてはいただきました。ただ、先ほども申しあげましたように、町内にもスーパー等ございますので、そういった町外の事業所さんの前に、できれば町内で移動販売事業ができる方がいらっしゃれば、そちらにお願いしたいというのが、町というか、現時点での考え方でございます。

やはりその、昨日からその人口減少であるとか、担い手不足というのは非常に課題になっておまして、実際にその移動販売車が運行できない理由も、やっぱりその働き手がないので移動販売車を担当する職員をこう、充てることができないといったようなことでお断りされている事業者さんもおられますので、そこについては買い物支援という観点だけではなくて、もう少し全体のその町の中の生活支援というもののあり方を全体的に見直していかないと、やはりそのスポット的な支援では、やはり持続的にはなれないのかなというふうに私考えておりますので、移動支援含めまして、具体的な事業は急いで進めてはまいりますけれども、将来的には全体的な見直しが必要なものというふうに私のほうでは考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の答弁の中身だというふうに私も思います。

何度も言うようですが、今、現に困っている人への手立て、緊急に必要なところ、そこは早急に手立てをとられるように要望して一般質問終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開始時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後12時58分

○議長（佐藤孝義君） 若干、時間は早いですが、全員お揃いですから、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家でございます。

通告書に基づき一般質問をいたします。

質問事項は、只見町に住む理由をつくる政策を、であります。

質問の要旨を申し上げます。

これからの日本、只見町は人口減少問題ではなく、人口が減少していく事実であると捉えている。また、多くの問題だと思える事案の原因は、予算が不足しているのではなく、働いてくれる人が少なくなっていることだと考えております。

そのため、全国の自治体間で、子育て世代の獲得競争が顕著に現れております。

全国の田舎といわれる町は、一見、同じように見えるが、全く違う側面があると感じております。そこに只見町の勝機があると考え、今回の質問に至ります。

1、町営住宅の設備について。

（1）契約するガス会社は入居者の希望で変更できるのか。（2）ガス料金の単価は全て同一価格か。

大きい2番として、福島県地域再生エネルギーポテンシャル調査事業報告書（只見町）についてであります。

（1）本事業の委託者は誰か。その目的とは何か。（2）特定地点として選ばれた只見町としての本事業の推進の考えは。（3）報告書での叶津川地点の建設費と採算性の評価は。（4）

報告書での有望地点としての閾値は。(5) 叶津川地点での最大出力と建設コストは。(6) 叶津川地点の年間発電電力量は。(7) 只見町での世帯数1, 526世帯、令和6年4月と、年間での1世帯使用電力量の全国平均4, 175キロワットアワー、令和3年環境庁発表、とで使用電力量を試算した場合、叶津川地点の発電量で町内使用電力量の何パーセントを賄えるか。(8) 自然首都・只見のまちづくりの理念を鑑みて、現在の只見町での冬期間の化石燃料の使用量についての考えは。(9) 低出力の発電であっても、地域資源としての導入で期待される効果とは。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

只見町に住む理由をつくる政策をとのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の町営住宅の設備についてでございます。契約するガス会社は入居者の希望で変更できるかについてであります。町営住宅のほとんどが集合設備となっており、個別にするには配管含め設備の大規模改修が必要となることから、現状では変更はできません。なお、戸建ての町営住宅については変更できるものと考えておりますが、緊急時のアフターサービスなどを考慮し、地区ごとに最寄りの供給会社に分かれている状況にあります。

次に、ガス料金の単価であります。町内業者以外に町外からも供給されている状況にありますが、単価は同一価格でないものと認識しております。

次に、2点目の福島県地域再エネポテンシャル調査事業報告書（只見町）についてであります。この事業は令和4年度に福島県が委託し、県内に小水力発電地点となる可能性がある地点を調査したものであり、只見町内においては、叶津川、塩ノ岐川、檜戸沢川の3カ所を特定地点として調査されたものであります。

報告書では、叶津川地点の建設費は1基で約11億4,500万円となっております。発電後20年間の累積収支は約5億5,000万円の赤字が想定され、通常の適用での採算性は低いものと評価しており、現状では事業の推進には慎重な検討が必要と考えております。

小水力発電は、発電量が小さいものの自然エネルギーを利用した再生可能エネルギーであり、既存の堰堤や水路等を活用することにより、周辺の生態系や生活環境への影響を抑えながら整備できるとともに、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの中でも二酸化炭素の排

出量が少ないと言われており、地球温暖化対策として期待されていると認識しております。

また、地域の経済においては、多くはないものの新たな雇用が創出され、運用方法によっては、地域の電力料金の低減が図られるなどの効果が見込まれるものと考えております。

なお、数値的な部分につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 総務課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、数値的な部分、私のほうから答弁させていただきます。

報告書における有望地点の閾値であります。福島県におきましては、発電出力が200キロワットアワー以上あり、建設単価が80万円キロワットアワー未満で、かつ発電地点近くに幅員3メートル以上の道路がある地点としており、県内では36地点となっております。

叶津川地点での発電出力は197キロワットアワー、建設単価は約581万円となっております。また、年間発電電力量は約131万キロワットアワーとなっており、ご質問の条件で町内の使用電力と比較しますと、20.6パーセントとなっております。

只見町での冬期間の化石燃料の使用量について、現状では把握しておりませんが、東北大学大学院の中田俊彦研修室で推計された年間のエネルギー消費量によりますと、石油製品において町全体で8,011万キロワットアワー、家庭では711万キロワットアワーとなっております。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） それでは再質問させていただきます。

再質問の前に、私も2期目となりましたので、2期目には2期目の仕事があるなというふうに気を引き締めているところでございます。

1期目の4年間ではですね、当局の皆様にはですね、一般質問通じていろいろ育てていただいたというふうに感じておるところでございますので、この2期目はですね、皆様、あまり望まれないかもしれませんが、私なりにお返しをしていきたいなというふうに感じておるところでございます。

私のほうで主に大事にしたいところというのは、その言葉というものをちょっと丁寧に扱っていききたいなと思いますので、まず最初にですね、私はその人口減少については、問題ではなく事実というふうに考えておりますけれども、まず当局の皆様方におかれましては、そ

の辺りの点のところ、人口減少について、それは問題なのか。それとも事実なのか。どのよう
にお考えかという点を先に1点確認をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） この後、菅家議員のご質問の前提となる、大事な認識だというふうに
思います。

これはあの、人口問題研究所等、様々なところで推計値出されておりますし、統計データ
ございますので、人口減少、問題という言葉使いますが、これもう日本全国、特に只見町に
つきましては人口減少が進むという、事実といたしますか、そういった見込みだということは
受け止めざるを得ない状況だというふうに認識しております。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますとですね、答弁書を訂正されなくてよいのかなというところ、
1点、先に伺いたいと思います。

昨日の答弁書ですね、書かれているところがですね、答弁書、矢沢議員のところだったで
しょうかね、答弁書見ていただくとわかるんですが、人口減少は全国的な問題で、というふ
うに答弁書に書かれておりますので、そうしますと、先ほどの町長のご答弁と整合性とれな
くなりますので、訂正をされたほうがよろしいのではないかなと思います。

また、その際の副町長のご答弁ではですね、人口減少の流れを止めるのは難しいが、とい
うふうにご発言をされております。人口減少というのは事実というふうに見ればですね、流
れを止めることはできないという認識でございます。なので、止めるのは難しいとお考えな
のであれば、問題だというふうに捉えていて、解決できる課題であると捉えている。そうす
ると、ではどのようにするかというようなところ、先進事例交えてご答弁いただくような形
になってしまいますので、その辺りの言葉というもの、人口減少についての問題なのか、事
実なのかというところをもう少し明らかに、ご答弁の内容と、今の町長の答弁が合わないの
で確認をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほど、そういった認識を申し上げました。ただ、一般に社会では人
口減少問題という言葉も使ってますから、菅家議員から今おっしゃっていただいた正確な言
葉遣いということは勿論大事ですが、これはあの、一般的に人口減少問題とか、あと別添で、
例えば少子高齢化という言葉使ってますが、やっぱり見識のある方から言わせると、少子化

と高齢化は別問題だという言い方もありますから、様々な見解はあるというふうに思います。ですが、今、せっかくの一般質問の、これから充実した質疑をいただく中で、そのところを気にされることはわかりますし、我々も極力、丁寧かつ正確、言葉を大事にして説明、答弁させていただきたいと思いますが、あまりそのところで、スタート地点であまり時間かかってしまうと、充実した質疑の時間が少なくなってくるというふうに私思いますので、大変、一部、失礼なことを申し上げているのかもしれませんが、やはり一般的な言葉遣いするところと、やっぱり正確にしなければいけないところはあると思いますので、その辺のところは是非ご理解いただければなと思いますので、温かい目でいろいろご質疑お願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 承知いたしました。

私のほうでですね、ここ大事にしたいというところは、状況の分析が、同じ事実を見ても状況の分析が違っていると、政策の提案の内容が変わってくるなというところが感じておるので、しつこくなってしまうました。その部分というのは申し訳ございません。

この後ですね、その政策をつくっていく、只見町としてどのような未来に向かっていくかという時の指標というものが何か必要だなというふうには常日頃思っていて、例えば2040年に向かってですね、世の中という変化が大きい中でですね、その定数という、指標というふうに見つけられるものというのは非常に限られておるなというふうに感じております。その中で指標とできるようなものが、私のほうではその人口の推移というものがほぼ変わらない未来として、指数としてみるべきではないかなという考えの下、今回、議論をしております。ですので、どのような社会変化になっていくかというのがわかりませんが、人口は減っていくというところは、そこは変数ではなくて定数だと捉えているわけです。で、その定数を変数として考えているのであれば、それは努力が報われないなと思っております。ですので、決まっていく定数、人口が減少していくという定数に対して、社会の仕組み、ルールを変えていく、そっちを変数だと捉えていく政策が必要だなというふうに考えております。なので、人口減少というものに対して、それは定数だというふうな考えの下、私は政策を考えておりますので、そこをまず、ご理解をいただけていると思いますが、なお確認をさせていただきました。

町営住宅のところ少し、考えて、議論をしていきたいんですけども、只見町の町営住

宅条例の第1条の趣旨を少し読み上げさせていただきたいと思います。

この条例は地方自治法、公営住宅法、以下、法という、に基づく町営住宅または共同住宅設置及び管理並びに設備に関する基準に関し法律に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする、とございます。で、そうしますと、先ほど出てきました公営住宅法の第1条の、この法律の目的というものを第1条にございますので、そこを読み上げさせていただきます。

この法律は国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し低価な家賃で賃貸し、または貸すことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうに記載がございます。

公営住宅法で大事な部分は先ほどの私、第1条が、法の目的の一番大事なところであると承知しており、その一番最後の国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するというものが公営住宅である町営住宅の主なる目的だというふうに私のほうは法律を読んでいるところがございます。

先ほど答弁書のところで、ガスに関しまして、私のほうもそのとおりでなというふうに感じているところというか、そのような分析であります。ですので、ここの部分ですね、ガスの単価は違っておるといふところのご答弁いただいておりますが、答えにくいところかもしれませんが、この町営住宅のガス単価については、町の皆様、特に担当課においてはですね、これは問題であると捉えていらっしゃるのか。いわゆる定数なのか。それとも変数であると捉えているのか。解決すべき課題だと考えているのか。変えようがない事実だと捉えていらっしゃるのか。というところを、お考えがまとまっていましてらお答えいただきたいと思います。まとまっていなければ結構でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ガスの料金につきましては、元々、ガスを提供していただける事業者がおるわけですので、それを前提として供給をいただける金額というものがあるということだというふうに私は認識しております。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、町の認識としましては、公営住宅法に関しての国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、私としては、いろんな事情あるかもしれませんが、町が管理してある物件、町営住宅なのであれば、そののところというのは料金の統一が実現できなくとも、何か、その目指すべきものというか、それが本当に公平

公正な公営住宅なのかという視点で今回、ものを申しておるところでございます。現実としては難しいところはあるかもしれませんが、そういった視点は必要ではないかなと思っております。

で、そういったところに関しまして、どういった、何か知見がないかなというところを調べたところですね、一般社団法人プロパンガス料金適正化協会というものがあるそうです。そちらがですね、復興大臣のほうに要望書を出しておりました。で、タイトルとしましては、災害の公営住宅に関することなんです。災害の公営住宅におけるLPガス料金適正化に関する要望書というのを出されております。業界のほうから出されていると。業界のほうの問題視しているというところなんです。その文面の最後のあたりにですね、プロパンガスの料金公正化への恒久的な透明性の確保が必要でありというふうに記載があります。なので、私も料金を揃えろとまでは言いませんが、透明性というものがあってもよろしいのではないかなと思っております。で、その下の要望内容に関しまして、(4)のところなんですけども、第三者料金監視機関の設置の推進というようなワードがございまして、私もそういったところがあるほうが健全ではないかなと、健全な社会ではないかなと思う次第なので、今回の質問に至ったところでございます。

以上のところで何か、ご答弁いただけるところがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 例えばガソリンですが、ガソリンもやっぱり事業者によって値段が違います。それと同様に、ガスも、町内にもいろいろ事業者がありますけれども、それぞれ、仕入れの仕方や販売の仕方、そういった経費の問題が絡むものと思えますけれども、それぞれの値段を設定しているというふうに理解してございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、福島の方の再生エネルギーの方のポテンシャル事業の方々に少し話を進めたいと思います。

答弁書のところにはですね、1基の場合のところは記載がございましたので、答弁には、では2基の場合、特に公共のところの部分に、公共施設として扱う場合のところの試算の数字を教えてくださいよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 叶津川地点でよろしいかと思いますが、2基の場合ですと、

建設費の総額は20億3,117万2,000円となります。建設単価におきましては、511万5,500円となりまして、20年間の累計の収支、通常の運用、民間事業で運用となりますと、累計収支で6億9,395万1,000円の赤字となります。これに国の補助金、国庫補助金、脱炭素先行地域づくり事業というものがございます。民生部門で電力消費に伴うCO2排出が実質ゼロを実現するなどの条件をクリアして、その補助金を受けた場合には建設費の総額、建設費の総額といいますか、自己負担額、補助率が4分の3でございますので、自己負担額が5億7,793万円まで下がりまして、20年間の累積収支では4,833万5,000円の黒字になります。損益分岐としましては15年から一応、黒字に切り替わるとなっております。プラス、設備の固定資産、そういったものをゼロにする場合では、20年間の累積収支のほうが3億3,000万の黒字で、損益分岐は1年目から黒字になるというような試算が出ております。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 丁寧な説明、読み上げ、ありがとうございました。

町として推進の考えはお持ちでしょうかというところとですね、この報告書の評価というところ、というところをもう少しかみ砕きたいというところと、この事業のそもそもの目的はなんですかというところ、私のほうで少し述べたいと思います。

この事業はというのはですね、答弁書にはございませんが、報告書の一番最初のところにあります、福島県内のエネルギー需要量の100パーセント以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を引き続き掲げるというふうにございます。そのための方法として小水力発電の事業の可能性の調査をしたという立てつけになっております。で、そのうえで報告書の最後のほうにはですね、特定治験のおける評価としましては、只見町においてはですね、塩ノ岐沢と檜戸沢あたりは需要が困難というふうに記載がございます。で、叶津川につきましては、条件付きの開発であれば、評価としては可もなく不可もなく、三角ぐらいではないかなというところと。尚且つ、2基の同時開発補助事業などの活用という条件であるというふうなところとございます。ですので、国の事業等をフル活用して町の負担を少なくし、民間事業活用ではなく、その発電所、小水力の発電機能を町の町有財産にして、固定資産を免除すれば、単年度から黒字になるという報告書に記載がございます。総務企画課長のほうでは丁寧にご答弁いただいて、数字を読み上げていただいたんですが、一番メリットがあるやり方をすれば、出力、発電量のところは197キロワットアワ

一ではなく、2基を使うと394キロアワーでございまして、建設費は11億4,500万円のところが、自己の負担率は先ほど申し上げたいいただいたとおりの5億700万ですね、になり、建設単価は1,289キロワットまで落ちるといふこととございまして。その結果、単年度から黒字になりますと。で、発電電力量というのは、先ほどの答弁書にあるところの倍近くになりまして、そうしますと、ここの発電機、例えば計画書の、今の段階では机上の空論に近いものかもしれませんが、ここを建てれば、倍の発電になりますので、計算上は町内の電力の40パーセントを賄える試算であるというふうな報告書と読み込めますが、私の読み込みに誤りがありましたら当局のほうでご指摘をお願いしたいんですけども、一度、こちら答弁のほうお返ししたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 報告書の内容としましてはおっしゃるとおりだと思います。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そこでですね、この事業をやるうえにあたって、閾値というか、事業採算ベース、GOを出すところというところは、このラインでもまだ乗ってはいないところ、というところはあります。けれどもですね、ここの報告書のところにはですね、ただし地域の特性を考慮した場合、必ずしもこの発電区分が良いと判断するものではなく、低出力でも開発は可能と考えていると、考えるというふうにございます。その後こう、聞きなれない言葉があつて調べたんですが、加えて、地域資源としての小水力発電の導入促進についても言及されていると。特に地域マイクログリッドの構築によるレジリエンス向上の側面が重要と考えると、そこ、あまり聞きなれない言葉が報告書にはあるので調べたんですけども、地域マイクログリッドというものはですね、限られたコミュニティの中で再生可能エネルギーで電気をつくり、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことでできると。イコール、エネルギーの地産地消ができるシステムを地域マイクログリッドと呼んでいるそうです。で、その先ほど言ったレジリエンスという、向上とレジリエンスと、ここ、先ほど、昨日の町長のエシカルというワードと同じようにあまり聞きなれない言葉かなと思うんですが、ここはですね、困難をしなやかに乗り越え回復する力だそうです。なので、その地域活力の基盤となり得る可能性、地域の安定した生活に対する効果と、そういった精神的な面の向上も考えられますというふうな報告書が記載がありましたので、そういったところを少し着目していただきたかったなという、でまた、その、こういうふうなところ、地域でこういうマイクログ

リッドのような小水力の発電機能を持つとですね、有事の際にも送電線の整理がされていて、停電になりにくいような送電の仕組みがつくれるだとか、そういったことをしなさいというようなところも記載がありましたので、災害にも強くなる可能性はゼロではないんじゃないかなというところの私なりの読み方でありました。

今回、お伝えしたいところというのは、事実関係を長々しく説明を、質問で要旨を求めたんですけども、お互いに同じものを読んで、報告書を読み込んで、お互いの読み方を議論をしたいなという、考え方を議論をしたいなというところで細かく最初に事実関係というものを確認をさせていただきました。

ですので、これからがその、ちょっと議論をしていきたいなと思うんですけども、私のほうとしては、その只見町が日本で存在しなければならない理由というものが大事だなというふうに、私なりのまちづくりの理念としてはそういうふうに思っているところでございます。

で、只見町のほうの第七次振興計画は、ブナと生きる町、雪と暮らす町、心豊かに生きる町、自然首都・只見の挑戦、人と自然との共生という素晴らしい理念を掲げておまして、この理念に伴う政策をつくるべきだなというふうに感じております。それがですね、今の只見町の政策のところというのが少し見えにくいなというふうに、やっていないというわけではなくて、そこを重きに置かれているのか。要はその、町の独自性の政策だとか、優位性になるような政策が少し見ないなというふうに感じているところでございます。

昨日もありました薪エネルギーのところと、例えば今回のその小水力の発電というものでですね、極端な町の目標というものを、夢がある、いつも私はちょっと暗い話が多いんですけども、夢があるなというふうな、今回の話なんですけれども、小水力発電と薪エネルギーで実現する、電気代がただの町というのは、とても夢があるキャッチコピーだなというふうに思っております。それというのは、東京とかでは、実現ができないようなまちづくりだったり、社会のつくり方だなというふうに思っております。なので、こういった視点というのは大事だなと、暗いニュースが多い中、明るい兆しというのが大事かなというふうに思っております。

ちょっと、少し、もう少し先に話させていただきたいんですけども、人口減少のところの考え方で少し戻るんですけども、何故人口が減少するのかと、特に地域が減少するのかというところで、感じるところで、逆にですね、何故人が集まるのかという視点で考えており

ます。で、私なりに思うところは人が集まるというのはですね、そこに可能性があるからだというふうに考えておるところでございます。人が増える、減るといのは、その結果だなというふうにも感じております。なので、人口を増やす政策というのは人口を増やそうという政策をするのは、政策の順番としては逆だなという、可能性がある。自己実現ができる。只見町に住む理由をつくる政策をした。その結果、人が増える。働く人が増える。そうすることで問題だと思っていた事案が勝手に解決していくこともあるなというふうに考えているところでございます。なので、そういう政策の作り方の順番ではないかなというふうに感じております。その時に現場の問題を、現場で解決するのではなくてですね、現場の情報を基に高所から状況を分析されて、それから戦略をつくる、政策をつくっていくところ、それが適切な政策の立案だというふうに私は最近考えるところなんですけれども、このあたりの考えというものを、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今改めてご説明いただいて、そういった意味での最初の人口減少、問題か、それとも事実かというところから入ったんだなということが、今、すみません、今くっ付きました。

ですから、今、菅家議員おっしゃること、私、まったく同じかどうか自信ありませんが、私も相当、今、理解できました。ので、どうしてもあの、人口が増えた、減ったということの一番わかりやすい値なんで、そうなりますけど、一番大事なのは本当に、只見町、自然豊かって一番最初に言葉出てきますけど、やはり若い人が、特に若い人にとって自己実現できる町なのか、実際、アンケートの中で、中学生のアンケートで、それができないんで、やむなく出ていきますっていうアンケート読んだことあります。ので、自己実現、やっぱg可能性の問題、やはりそこがユネスコエコパークといいますか、その理念を、それをなるだけ具体化していつて、そして、そこを共鳴してくださる方を増やして、人が転入とか、そこに残っていただくとか、そういった順番だということはよく理解できます。そして、それをやっていくにあたって、どうしてもやはり高所から見て、そしてこう、体系的に、その考え方が、別にICT使わなくても、DXだということをこの前教えてもらいましたので、どうしてもデジタルだけがDXではなくて、変革ですから、そういった視点がややもすると見失いがちになる現実があるのかなというふうにも心当たりがあります。どうしても日常の業務とか、いろんなものに追われてしまうんで、やはり私達、あと議会議員の皆様、いわゆる政治に携わる者がやっぱりその高所か

らの視点を見失ってはいけないなというふうに思いますので、そういった中で政策立案して、自己実現のできる可能性がさらに高まるまちづくり、そして、結果として人口減少のスピードが遅くなるとか、そういった、あとは只見を好きな人に来ていただくとか、そういった流れになっていくのが大変好ましいことであるし、それを目指していかなければならないなというふうに思いますので、私も菅家議員おっしゃることは理解できるつもりでございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁、私も理解ができるところでございます。

4年間見てというか、ちょっと私も、ちょっと失礼な発言になったらすみませんと、先にちょっと逃げ道をつくらせていただくんですけれども、今回のその答弁書の話の前提として、私はいつもその、暗い話というか、現実的で辛いなということの話が多いんですけども、その中で珍しく明るいニュースを見たなと、明るい可能性見えたなということで、気持ちも朗らかに質問をしているんですけども、その中での答弁というのが、同じ報告書を見て、一人は可能性がある。しかも33億円。20年間ですかね、20年間の収益が33億円、只見町に、黒字になる可能性がある事業の報告書がきている。町の負担は5億円ですと。その40パーセントの電力を賄える可能性がある。そうすると、只見に住む理由があるんじゃないですか。自然首都・只見は化石燃料使わない町を目指しますと。それが八十里の入り口にある。こんな素晴らしいことはないなと思っているんです。ですが、当局の方の答弁書にはですね、一番金がかかって、一番割が合わない、可能性としてはないよと、まとめとしては2基ですよと。評価としては。書いてあるにもかかわらず1基のご答弁書がくるという。それはちょっと私は辛いなという、それは一個人のことではなくて、只見町役場の文化というか、視点というか、空気が、明るい未来を見ようとしてらっしゃるかというのが疑問であるというところなんです。で、私いつも暗いニュースばかり言うから、お前が言うなよというところは思うと思うんですけども、その中でも、なんか頑張れば、明るいニュースがポツときたりだとかという時には、あまりこう、斜に見るではないですけども、ちゃんと、この可能性がどこまで本当なのかだとか、この可能性にどこまでの能力をかけるべきなのか、これは理念に基づいた政策なのかという、そういう視点で、じゃあ、どこまでこの未来、明るい未来を膨らませることができるのかと、後世に財産として残せるのではないかというような視点が足りないのではないかなという、ちょっと苦言に近い話をさせていただいてすみませんという話なんです。

ちょっと少し話を、もう少し変えさせていただいて申し訳ないんですけども、昨日からのお話で、1期、2期目の1期、通じるところなんですけども、政策立案をする話だとか、私のほうもいろんな癖があると思うんです。で、皆様のほうにも、相手が大事にしていることを理解していただきたいと、そのうえで説明をお願いしたいという話をよくしているんです。で、私なりに、よく、この方が大事にしていることというのは、大事にしながら質問しているつもりなんですけども、そのうえでですね、感じるどころというのは、その渡部町長の政策立案の癖と申しますか、そこはですね、私なりに思うと、戦術から入られるなという癖があるなと思っております。打ち手から話をされるなという。それは、おそらくこう、わかりやすさを重視して、こういうものがあつたらいいよねというところを重視されて、そういうところからお入りになるのではないかなというふうに感じているところでございます。

私としてはその戦略というものがあつてから、そういう戦術があるほうが良いなと思っていて、例えば昨日の福祉公社の、というワードが出たときに、これはもう、あきらかに戦術の話なんです。福祉公社というものが。では、それは何故必要なのか。誰に、どういう価値を提供したいから福祉公社が必要なんですというものが、順番がそっちかなと。なので、福祉公社というワードではなくて、今、こういう福祉の業界で、こうなっているかもしれない。こういう課題が出てきていると。なので、それを解決したいと。その方法の一つが福祉公社という考えがありますというものだったら、私は理解ができるということです。他の方はいろんな理解があると思いますが、そういう政策の順番のほうが理解ができるので、そういったところ、私の理解を、お互いに良くして、より良い、良い政治、善政を競う間柄になりたいと思いましたので、失礼かとは思いますが、そういう話をさせていただきました。

なので、ちょっと、そういったところ、ざらっとお話をしてしまいましたが、今のところでその渡部町長のお感じになるところ、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

全然あの、失礼ではありません。そういうこと言っていただく方がいらっしゃるほうがありがたいです。

やはり戦術から喋ること自体が戦術、なのかもしれませんということを使うと失礼になりますが、昨日は福祉公社の話ではなかったんで、いろんな、人口減少の中で様々、従来だったら普通にできていたことが、どんどんどんどんできなくなってしまう。それをまた人口増

で賄うことも、また容易でないということで、様々な方法考えていった時に、公社的な考え方で、そこでお金投入するわけですから、それには議会の皆様と協議して、そこまでは多すぎるとか、少なすぎるとか、いろんな議論あると思います。そういった意味で、公社的な考え方で、福祉的な総体を考えるのはいかがかなということ、ちょっと、ある意味、直接、福祉公社のことは聞かれてなかったんですけど、私、余計な事言ったものですから。ですから、本来であれば、しかるべき時期に、そういった構想、戦略的なものをお示しして、そしていろいろいただいて、相互理解の下に話すれば、一番良いという順序はよくわかりますし、あと、そういったことを年々、はっきり言ってくれる人が少なくなってきましたので、本当にはっきり言っていただいて、かえってありがたく思います。本当にあの、そういった癖があるなということは、自分自身ではなかなか気がつきませんので、本当にそういったこと言っていただいて、そして町として全体により良くなっていくことが本当に大事なことだと思いますので、これからも全然失礼ではありませんので、苦言も、激励も含めまして、いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 段々、今回の質問、まとめに入りたいと思うんですけども、今回の私の質問の順番からちょっとお話をしますと、私が今回、小水力発電を只見町でやろうとは言っていないんです。それはいわゆる戦術からやろうという話なんです。で、その件に関して、じゃあ、例えば小水力発電からやろうと言ったら、そんなものはやる必要はないという考えの方がいらっしゃったり、いや、是非やるべきだという考えの方がいて、意見が分かれるんです。そこ、打ち手からいきますと。打ち手というのは別に、ここの場で議論をするべきでないというふうに考えております。私どもがやるべきというのは戦略、理念に基づいた戦略をどのようにつくっていくかというのを議論すべき場だなどと思っております。ですので、今回、私の質問のタイトルとしては、只見町に住む理由をつくる政策をつくりましょうよという説明になるわけです。その一つとして、例えば小水力というものがあります。また、再生エネルギーの、その報告書なりのものなんですけれども。そういった順番だったら、只見町に住む理由をつくらうという戦略に反対する人はいないんです。それに対して、現状の分析を基に比較をしながら、どの戦術が良いのか。無数にある戦術の中からどれを選ぶのが最適かというところは、現場の方の情報を基に、現場の方と一緒に作り上げていくものが適切だなど思うので、戦術に関しましては私はそんなに細かく言うつもりはないという考えで

ございます。

ですので、最後にですね、そのうえで私のほうは最近ですね、ちょっと先進地の話を、また少しさせていただくんですけども、福岡市の高島市長は非常に好きな市長でございまして、活動よく見ているんですけども、その方のまちづくりの考え方というのが、私、ないものだったので勉強させていただいたんですけども、その補助金を出す政策は古いと。何々しましょう。町がこういうことしていきましょう。じゃあ、それだったら、こういう補助金出しますよというものは、もう古いと。それはダメ、ダメというか、成果が出にくいですよという話で、では何なのかというふうに発言されているかという、これからは規制緩和の時代ですというふうにおっしゃっております。ですので、民間活力というものが、ワードがあるのでしたら、民間活力が活かせるような場をつくるのが我々の仕事であるなというふうに感じております。ですので、調べていただければすぐわかりますので、福岡市にリッツ・カールトンが誘致できた理由というところは調べればすぐ出ますので、そういったところを見ていただいて、なるほどなというところを見ていただければなというふうに思います。

ですので、渡部町長ですね、今後のまちづくりだとか、といったところの視点を最後伺いたいんですけども、私が言うのもちょっと、お前が言うなよというところなんですけど、その通告書の内容からですね、答弁から外れない程度でですね、総合的なですね、渡部町長の政治理念、あと戦略などを、残り時間、好きなように使っていただいて、たくさん私は聞きたいなと思いますので、この機会にたくさん、ご自身の考えていらっしゃる、いろいろな素晴らしい理念だとか、戦略お持ちだと思いますので、お話いただきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変、ご配慮ありがとうございます。

15分いただきました。

この件に関して言えば、電源立地関係でダム水力発電の協議会あるということを時々話してますが、日本の国自体が、包蔵水力がヨーロッパの平坦な地域よりいっぱいあると。ヨーロッパ、いわゆる、行ったことはありませんが、平坦な地域なのにもっと、データ的には包蔵水力いっぱいあるそうです。ですが、山岳地帯で急峻な日本はもっといっぱいあるはずだと、それなのにデータはヨーロッパの諸外国よりも包蔵水力が少ないのが日本だというデータになってるそうです。なんでかっていうと、電力会社が調査しているからだ。で

すから、電力会社任せにしないで、本当は公がちゃんと調査しないと、本当の包蔵水力、ポテンシャルはわからないということ、元電力会社の水力担当してたOBの方が自らおっしゃってましたので、複数の方がおっしゃってました。ですから、小水力の可能性はいっぱいある日本の国だというふうにおっしゃってました。

もう1点が、私もあの、本当に、前も少し話しましたが、過疎の、自民党の調査の特別委員長さんとか、そういったところに、うちの町は本当に大変な犠牲をはらって首都圏中心に電力出しているんで、うちの町は電気料ただの町にしてくださいと。同じようなところは電気料ただにしてください。そうすれば過疎問題なんか一挙に解決するんじゃないですかって言ったら、高知県とか、ほかの町村長が何人か、賛成だなんて、理事会の時に声挙げていただきましたけど、そういった中で、今般、ご退任されましたが、山梨県早川町の辻一幸町長、何期も務められて、退任される時に、今までダム発電協の取り組みやってきたのは、流水占用料の話であったり、電源立地交付金の額を上げてくれとか、あとはその年数を延ばしてくれとか、そういう活動だけだったと。やっぱり、その辺のことを本当にやっていかなくちゃいけないということをご退任の挨拶の中でされて、それで今、小水力の勉強会が協議会の中で立ち上がりました。小水力の勉強会立ち上がって、前回、1回目行ってきたという話、昨日かな、ちょっとさせてもらったんですけど、やはりやってみると、じゃあ、小水力発電してやっても、送電線はちゃんと電力会社に貸してもらえるのか。いや、せっかく電気起こしても、いや、うちの会社の送電線に乗っけるのはちょっと困りますね、なんていうことだあってあり得るわけですから、そういうこととか、あとは河川法の問題で、昨日、河川法第1条の話で、そこに地域振興のためだったら良いということ、ちゃんとやっついていかないと、取水許可とか、様々ありますので、やっぱやってみると具体的なことがありますし、もっとはっきり言えば都道府県によって解釈違ってくるんで、やはり、一般的に言われる関西のほうだと、やってみなさいみたいな感じなのが、こういうとまた語弊ありますので、中継になってますので、そうなると、西日本以外、東日本しかないんですが、ところになってくると、いや、そこまでやるんですかみたいな、どちらかと言えばこう、躊躇させるような指導になってくる。そうなれば都道府県の県の職員のレベルに判断基準のガイドラインを作らなくちゃいけないんじゃないかと、そういう話も今出てますので、そういったことで、それは決して、一つの、これはやったほうが良いじゃなくて、考え方の一つの例として、本日お話いただいたということは理解できますが、実際、そういう勉強会も今やっているということ、せつか

くの機会なんで、いただいた時間で話させていただいております。

あとは、やはり、自分達、やはり我慢しすぎだと思ってます。私が我慢してるじゃなくて、やっぱり地域の人が、もう簡単に言えば、コンビニも欲しい、ドラッグストアも欲しい、云々かんぬん欲しいと、若い人たちがいろいろやる。それを、都会は民間活力ありますから、民間がどんどんどんどん言って、この前ちょっと言いました、品川には今、また開発してて、トヨタの会社が移ってくるような話ありますけど、本当にどんどんどんどん、常に開発してきます。やはりそれが町ですと、何ヶ年もかかって、なかなか、小さい建物もできないと。本当にここは力不足感じてますが、そういったことがあります。ですから、そうなってくれば、若い人達がどんどんどんどん、魅力的な店舗や、魅力的な自己実現できるところに出ていきたくなる気持ちはわからないわけではありません。ですが、その全員が全員、そうではありませんので、町としてはオールラウンドで、あれもこれもやりますっていう、都会的なまちづくりではなくて、さっきおっしゃっていただきました只見町の特徴、ポテンシャルは何か、可能性は何かを見極めたうえで、只見町の色を出したまちづくりをしていかなければならないというふうに思っております。ですからあの、自然保護・保全ということは大事ではありますが、そうは言っても、山に行く機会がなかったり、山に行けば、いきなり行けば熊が出てきますので、いろいろ心配なことがありますけど、やっぱり適正な管理、伐採するところは伐採する。それは活用していく。管理していく。やはりそういった考え方の山の管理の問題とか、あとはあの、そこで得たもので、例えばキャンプであったり、様々な、ナラ枯れある時に、高齢になる前に伐採して、そこでシイタケとか、ブナであれば、二次林であれば、そこになめこを植菌して、そういったもので、あと（聴き取り不能）とか、様々な山のものを使って、滋味深いといいますか、そういったものを感謝しながらいただくという生活を望まれる方も多くいらっしゃると思いますし、あとは先ほど、昨日もそうですが、様々な不便は、民間活力ができないのであれば、そこに皆様のご理解をいただいて、ある程度、税金の非報奨制という性格ありますから、いくらまでだったら相互理解図れますねというラインを決めた中で、そこで公費を投入していくと。そして、そのサービスをつくっていく、もしくはサービスを維持していくと。そして、地域、不便なところがそのサービスで補うことができたということの一つ一つ、その一つの例が昨日も言いましたが、例えば除雪支援保険であるとか、雪んこタクシーは、あれは県とか国の準則があったわけでも何でもなくて、それはそういうことを奨励される大学の先生であったり、関係者の方々があって、地域の方々のご理

解を得て、除雪支援保険とか雪んこタクシーできてるわけですから、同じような考え方でほかのものが必要であれば、やはりそれをつくってやっていくと。そうすればそこに若干の雇用も生まれてきますし、そういったことで相互理解と相互協力のもとに地域をやっていくというふうに、必要かなと思います。

あと、脱線しますが、例えば犬のトリミング、高齢者の方は本当に、一人暮らしで寂しかったり、犬が単純に好きで、犬飼ってらっしゃいます。ですが、トリミングに連れて行くことができません。ここら辺ですと、若松とか、どうしてもそちらになってしまう。行けない。と介護職員が言ってましたが、爪が伸びていたり、やはりこう、やっぱり髪の毛、髪の毛っていうか、体の毛がなかなか丸まったりして可哀そうだと。ですから、その高齢化の問題一つとっても、犬は飼ってかわいいねって言いますけど、そのトリミングがなかなかできない状況があるわけです。じゃあ、トリミングできるところが町内にあるかというのと、ないわけですから。だったらさっき言った考え方で、トリミングサロンとかペットサロンを町が施設を用意するとか、ある程度の補助はちょっと時代にどうかなっていう話もありましたが、その辺は別として、そういうのをつくって、誰か、毎日でなくてもいいけど、トリミングやってくれる人いませんかということで、そこにペットサロンとか、トリミングしてくれる人を、例えば町内につくるとか、そういう一つ一つできるんじゃないかなと思います。

あと、昨日の観光の話ですと、ガイドさんも、やはりあの、今までは農業を例えば春から秋やって、冬はスキー場とか、ということで、一年の生計を立ててた。今、南郷トマトもあります。やはりガイドさんも、そういったこと含めて年間の半分とか3分の1はガイド業で、そこそこの収入があるとか、そういったことの仕組みをつくっていく。それにはやはり、目的を具体的に決めなくちゃいけないんで、漠然とした話ばかりでは前に進みませんので、具体的なコンテンツといいますか、プログラムづくりもやっていかないと次の段階にいけませんので、そういったこと一つ一つ、そういった意味で仕事をつくっていくということが大事ではないかなというふうに思います。

15分はやっぱり長いでした。6分になりましたが、この辺で、もういい加減にしろという表情にも見えますので、あとは菅家議員のほうでまたいただければと思います。

すみません。本当ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 私のほうでも先ほど、答弁いただいたところで、この視点はどうか

というところ、最後1点、お返しをしたいと思っております。

私のほうです、たまたま、若い方20人ぐらい、大学生の方に向けてお話する機会あったんですけども、その初めて政治家のような人に会う機会だったようなんですけども、東京の大学だとかなんですけども、その方々に、なんでこの町住んでいるんですか、なんで議員やっているんですかという質問をいただいたので、なんでこの町来たんですかというようなことなんですけど、結局ですね、この町の良さというのは、私は自己実現できる町ですよというふうにその方々にお伝えをしました。で、都会になくて只見にあるところは、只見町には場所があります。例えば僕が東京で議員になれるかといったら、そんな場所はないんです。で、僕ぐらいの能力でも、誰かに必要とされるという場所がこの町ではつくれるんです。なので、自分の居場所がつかれる。自分のやりたいことというものと社会に求められるものというものがマッチしていくという町ですよ。なので、東京で研鑽を積むことは大事ですけども、その後何かやりたい、何か実現したいという時であれば、こういう地方の町だとかというものは非常に可能性がありそうですというふうにお伝えしました。なので、そういった目線で私もこれからも若い方々とはお話をしていきたいなと思いますし、何か税金を使うという時に、何か人と労力と時間を使う時には、私は最近やっぱりその、町民の方、表現として良いのかわからないのですが、住民税を納めていただいている方が本命だなと思っております。そのうえで、町外の方、観光に来ていただいた方におもてなしをする順番かなど。1階建ての町民の毎日の安心安全な生活という1階建てがあって、それから町外の方におもてなしをして、只見、良いところだなと思って来てくださるという政策が2階の部分だなというふうに思っております。なので、その部分というのは、私は大事につかっていきたいなというふうに考えておりますので、そういった視点の考えというものを、私の質問というか、考えを聞いて、最後、渡部町長のご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ありがとうございます。

この前、若松であの、会ありましたって言って、何回かあったんで、どっちの会かわかんなくなりましたが、いわゆる近悦遠来。近くの人が喜ぶ。遠くから来る人を招くというか、近悦遠来。論語の一説だったのかもしれませんが、やっぱり自分達、住んでる人が、まず良くなる。楽しむ。喜ぶ。そして、遠くから来る人をお招きする、おすそ分けするという考え方を改めて教えていただいたということが1点。

あとはおもてなしというのが、東京オリンピックで、おもてなしになりましたけど、それはそれで良いんですが、今ちょっと、片方でいろんな、カスタマーハラスメントとか、様々な問題あります。町内でも、なかなか、商品販売した後、なかなか厳しい問い合わせがあるところもあるようです。町内でも。先般は那須塩原のある某旅館が、チェックイン3時ですってということで、2時半に行って宿主を土下座させたとか、いろいろありますけど、旅館業法の改正があって、今度、断ることができるそうですが、やはりその、おもてなすんじゃなくて、やはり心遣いをする。自分達がまず楽しんで、そして、それをおもてなしっていう、一方的な主従関係じゃなくて、やはりそこをおすそ分けする、心遣いをするという観光をこれからしていかなければ長続きしませんということを指導していただきました。指導というか、講演の中でお話がありました。やはりそれは働く人の人権とか、そういったことも大事なので、観光業はそうかなというふうに思いますので、いずれにしましても、本当にあの、住民税払ってる人といいますとわかりやすい言い方ですが、いずれ住民の方、非課税世帯であったとしても、やっぱり住民の方を大事にしていくと、その順番が一番だということは私もまったくそう思います。そのうえで、よそからいらっしゃる方を、やはりお心遣いといいますか、どうですかって、おすそ分け的な態度でやっていくということは、これからの時代とっても大事なことだというふうに思いますので、そういったことが様々な、行政もですが、様々な分野で、観光だけでなく広がっていければ、本当にあの、明るくて、気持ちの良い、優しいまちづくりになるというふうに、繋がるというふうに信じておりますので、また、なお精進に努めてまいりますし、引き続きのご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

大変、お時間をいただきましてありがとうございます。

○4番（菅家 忠君） 終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

1番、中野大徳君の一般質問を許可します。

1番、中野大徳君。

〔1番 中野大徳君 登壇〕

○1番（中野大徳君） 通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問事項。相続登記の義務化について。本年4月1日より、民報の改正に伴い、相続登記の申請義務化が施行されました。我が只見町も長期化にわたって相続登記が行われていない土地が多くあり、所有者不明となるような土地も増え、社会問題化しているようです。

一つとしまして、町ではこの問題に対し、どのような考えをお持ちなのか。

二つ目。中山間地域等直接支払交付金制度は第5期が最終年度を迎えました。今後の展望をお伺いします。

大きな二つ目としまして、朝日診療所について。去る5月2日の全員協議会において、常勤医師が不在となる可能性があるとして町長は説明されましたが、あらゆる手法でお探しになることも発言されました。進捗状況をお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 1番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

はじめに相続登記の義務化についてのご質問であります。令和6年4月1日から、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりました。

土地・建物の所有者は法務省の登記簿で管理されており、手続きは法務局で行います。

義務化された背景としては、登記記録を見ても直ちに所有者の所在が判明しない、いわゆる所有者不明土地の問題があります。

町といたしましては、権利関係が複雑になる可能性があること、相続登記されていない場合、売却できないなどが生じるため、相続登記の申請義務化について周知してまいりたいと考えます。

次に、中山間地域等直接支払交付金制度が第5期の最終年度を迎え、今後の展望に対してのお話しでございます。

本制度につきましては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に位置づけられた交付金制度となっておりますので、恒久的な制度として、令和7年度からの5ヶ年も第6期対策として継続していくものと認識しております。

国においては、現在、本制度に関する第三者委員会が開催されており、本交付金の交付状況の点検や事業効果の評価結果の分析を踏まえ、次期対策の具体化作業が本格化してまいります。

第三者委員会の特徴的な意見としては、高齢化や担い手不足を理由として5ヘクタール未満の小規模集落協定の廃止が増えていることから、①中山間地域の農地を守る根拠が揺らいできており、守り切れない農地は粗放的利用をすることで持続性を持たせる一方、環境を守

る観点を強く打ち出すなど、中山間地域の農地を守る根拠を明確にする必要がある、②農業の視点だけではなく、農村の暮らしや活力、生体多様性といった視点も含めて、農村空間全体を捉えた制度としての検討が必要、③農地を維持する制度から、地域を維持し、地域をリードする人を支える制度に見直すべき、④活動が厳しくなっている協定については、要件を緩和する一方、交付単価を下げるなどし、協定の体力に応じた支援も必要ではないかなどの意見が挙げられており、そういった意見を捉えた制度の見直しが図られるものと考えております。

次に、朝日診療所についてお答えいたします。

進捗状況をお伺いしますとのことですが、点在の常勤医師の異動、福島県及び福島県立医科大学からの医師の派遣予定につきましては、10番議員にお答えした内容のとおりとなります。

また、町独自でも常勤医の確保に向け各所に働きかけを行っておりますが、その中で朝日診療所の医師確保は難しい環境にあるといったお話をいただきました。持続的に医師を確保していくためには、医師が働きやすい環境づくりが必要であること、医師の負担軽減を図る取り組みをする必要があることなど等も挙げられました。

町民の皆さんが安心して暮らすためには医療の確保は最重要であります。福島県や福島県立医科大学をはじめ、様々な関係機関と協力しながら、医師に選択してもらえる診療所、医師を支える体制づくりを目指し、医師の確保に努めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず、相続登記の義務化でございますけども、今度は義務化されたということですが、今回は義務化されましたけども、これは、こういった中山間地において、相続をしてなかったり、それから、例えば、自分もそうですけども、自分の山がどこにあるのか、小さい頃、1回連れて行ってもらったぐらいで、例えば山なんかいらねえとか、それから自分がいる程度、年をとってきますと、はたしてそこまで相続させたほうがいいのかとか、それから只見を出て他で生活なさっている人とかが、そんな高額ではありませんが、固定資産税を払っていらっしゃるような状況が続いております。実際、今年、相談受けましたのは、もう、一切合切、中野、もらってくれねえかという相談を受けました。それは農地も含め、たまたま、その田んぼ、自分やってるものですから、そんな関係もありまして。で、その方は、

町長もご存じかもしれませんが、県庁に勤めておられました八木沢の方でございます。やはり、県庁にいらっしゃって、情報も早いし、そういった終活も早い人で、なかなか、様々なことを考えていらっしゃる人だなというふうに、今でもお付き合いはしておりますが。そんなこともありまして、今回、このような問題を一般質問いたしました。

例えば町として、今回、法制化されたわけですが、これ、答弁書見ますと、周知していく。これは当たり前のことだと思います。どこでも周知はしなければならいけれども、例えばこの土地とか、建物、いわゆる財産に対して、相続放棄という方法もありますが、例えば山だけ相続放棄するとか、それは法律上できないわけですから、できませんよね、今、首振っていらっしゃいますけど。それで、担当部署はそういった相談窓口は、相談されたら相談に乗るぐらいで、さっきもホームページ見てたんですけども、特別、そういった相談窓口はあるのでしょうか。町民は結構、義務化されてどうなんだろうなというような心配をかなりしていらっしゃる方がいらっしゃいますが、その辺のところからお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今、財産、相続については、やはりあの、関係者で相続、誰にするかということは当然、相談してもらおうというのが前提かと思えますし、登記の問題につきましては、やはりあの、4月1日以降、そういった問い合わせ、町民生活課のほうにきますけれども、そういった場合、登記自体は町長答弁にもありますけれども、法務局のほうで行うものです。ただ、実際、じゃあ、その手続きをどうすればいいかということについては司法書士さんとかをご利用なさってやられてはどうかということで、そういった相談には乗ってございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 町は自治体ですから、寄附行為は基本的にお受けできる立場にあります。今回、明和のほうに建設なさる土地も寄附と聞いております。土地は条件が良ければ町は寄附をお受けなさる。さらに、もっと良ければ、お買いになる。駅前もそうですけども。そういったことでございますが、僕は山、寄附については、そういった相談はないですか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○1番（中野大徳君） 決まりはどうなってますか。寄附の決まり。

○総務企画課長（増田栄助君） 決まりといたしますか、基本的に町に寄附の申出をいただく場合には、町としてその土地、特に不動産の場合であれば、町として活用できるかどうか、に

よって判断をさせていただくことになるかと思えます。私、総務企画課のほうにきましてから、具体的に山、山林の寄附の申出ということはなかったというふうに記憶してございますが、やはり土地、町で全て寄附を受けてしまうと、今度、町のほうでそれを全て管理しなければいけないという部分も出てまいりますので、やはり住宅を建てるとか、そういった目的を持って事業用地として寄附を受けるという場合はございますけども、全て申出があったものを受けるということでは現状考えていないところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 私、調べますと、山林寄附の受け入れ先の一覧という項目があります。例えば山林で検索しますと、山バンク、それから山林あげます、売ります、買います。一時、話題になった北海道のほうの山を外国人が買い占めてる話題もニュースになりましたけども、民間でそういったこともしてるところもありますけども、私はそれは大反対でございます。でも、それと同じことを自治体は法律上できます。

まず、寄附の受け入れ先、一番に出てくるのが自治体。その次は個人。その次は法人。その次は認可地縁団体とか、自治体町内会。こういったところが受け入れをするそうです。今、課長おっしゃったように、市町村などの自治体では森林の寄附を受け付けているのですが、いるのですが、有効活用できる森林でないと受け入れてもらうことは難しいでしょうと、課長おっしゃったとおりなんです。

でも、課長、今、町は挙げてエコパーク、そして薪ステーション、ね、もあります。それが、そこに有効な木がいっぱいあります。さらに、公共事業とかが入った場合、例えば治山事業、砂防ダムつくるとか、そういった時に、そういった土地の問題で砂防ダムができなかった例も聞きました。黒谷入地区です。そして、調べたところ、朝日地区はやはり個人の山林が多い地区なんですね。約2,000町あるそうです。只見のほうはそんなないです。それは歴史的な背景もありまして、だから特別財産区もあるのかなと、そういうふうに考えております。

で、私、相談受けたときに、仕事柄、田んぼは良いと思ったんです。田んぼも畑も。でも、一切合切と言われた時に、やはり山林もかなりありましたので計算しました。そうすると、まあ、書き換えにうん十万、さらに贈与税が発生する金額でありましたので、なんか良い方法ねえかなと思ってたんです。そして、そう考えて、まあ、一般質問を遅ればせながら提出して、そしてチラシが出たときに1本の電話を受けたんですよ。ああ、こういう質問。だっ

たら、こういうことも俺、聞いてほしいんだと。ちょっと来てみると。これは別に、隠しも何もありませんけど、前町長でいらっしゃいます。お話を聞いてきました。実は本人も悩んでいらっしゃる。それで、もし、寄附できるのであれば、もう町に寄附して、いわゆる町有林を町は持ったら良いんじゃないかと。そういうふうにおっしゃいましたし、私もそれに大賛成しました。これから只見町がエコパークの町として、薪を活用して、そして、さらに今度、いちいち、わかんないですけども、寄附した人だけです、強制的でも何でもないので、そういった条件には俺はもう、この先、今の現状を考えると、相続をするのに困ってる人と、してもらって助かる人が、マッチングするんじゃないかなというふうに思いましたので、今このように質問してますけども、町長、いかがでしょう。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

大変、多くの方が悩んでいらっしゃるというか、そういった大切な課題だというふうな認識をしております。今、議員おっしゃるような方法、考え方としては確かに可能かな、とは思いますが。あとは、問題はこれを具現化するとき、やはりその公平性といいますか、客観性といいますか、その辺をしっかりと議論して、その前に調査して整理していかないと、具体的な検討には入ることはできないと思います。考え方としては理解できますけど。

あとは先ほど総務企画課長答弁しましたが、その山の、大変、価値という失礼なんですけど、どこの場所なのかと、その管理の面で適切な管理ができるのかとか、あとは管理したうえでどういう活用をしていくのかと。あと同じようなところから、また他から申し込みがあった時、こちらは受けて、こちらは断るということではできなくなるので、その公平性の問題。あとはその、比較的、宅地よりは単価安いということは容易に想像できますが、そのキャッシュフローといいますか、そのお金をどういうふうに考えていくのか。あとは一番の根幹は、いわゆる山の国土調査やっていませんので、その辺のところの地籍、過去から多くの課題あるのは、いわゆる田んぼとか宅地につきましては国土調査やってますんで、基本的にはしっかりしてありますが、山の場合はなかなかこう、字切り図とか、明治時代であったり、なかなかこう、難しいところがあります。そういう様々な事柄をよく研究・検討して、それから具体的な話し合いになっていかないと、考え方、趣旨としては今でも十分理解できますが、その具体化していく時のことをこう、なんといいいますか、制度設計といいいますか、手順といいいますか、スキームといいいますか、そういうことをよく検討したうえでないと、今、この段階で

は、趣旨は十分理解いたしますが、というところで留めさせていただくしかないかなと、大変恐縮ですが、そのような受け止め方でございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 町長、そんなに心配なさらなくて結構です。今から具体例申し上げますから。

まず、岐阜県と何県だっけな、菅家君の出身地、どこだっけ。（聴き取り不能）あの辺の（聴き取り不能）に、**佐用町**って町なんです。**佐用町**のホームページの1ページ、今ちょっと参考までに読み上げます。

管理にお困りの山林を佐用町が買い取ります。これ、タイトルです。佐用町は総面積の約8割が森林面積です。森林は国土保全、水源の涵養、地球温暖化を防止、生物多様性の保全、木材等を含め林産物供給などの多面的機能を有しています。これは前文でそのとおりなんです。その機能を十分に**発揮**させるために、森林適切な整備・保全を行い、森林を健全な状態で維持・管理していくことが必要です。国では市町村による行政の役割を強化し、市町村が主体となった整備・管理の取り組みを推進しています。佐用町では佐用町森づくり基本条例に基づく森林整備の促進のため、所有者による経営管理が困難な山林の町有林化を促進することにより、将来にわたって健全な森林として経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置森林を解消することを目的として山林の町有林化事業を実施します。

これ、只見町、ぴったりですね。このユネスコエコパークと。これがホームページにピッと出てくるんですよ。もう既にやっているところがあるんです。そして、買い取りの値段まで出ているんです。たいしたことないですよ。これ。まあ、スギ植えてあれば1立法100円とか、その程度であります。書き換えは、それは町でやっていただくことになりましょうが、これをやらない手は俺ないと思うんです。実際にやられているところもあるわけですから。やはり、中部地方、そこから下のほうが、山の、なんですか、政策というか、そういったものはやはり進んでまして、やはり、調べてみると、やっぱりそっちの地方のほうがいろいろまあ、木に対するその悩みもありましょうし、山に対する悩みもありますが、実際、こういったふうにやられているわけですから。実際、寄附、それから相続なんかは、個人でやってもたいした手続きではなかったかなと、私、祖父ちゃんの時、自分でやりましたけども、たいした、もう専門家頼むよりも、ちょっと、時間と田島通いはありましたけども。それは専門の自治体ですから、そんなに難しい法律も何もないし、そんなにあの、構えなくて

も、ちょっと調べてみろぐらいの指示でできるんじゃないかなと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

具体的な事例を教えてください、まずもってありがとうございます。

佐用町さんは、今あの、中野議員のお話ですと、森づくり基本条例も持っていらっしゃるということで、しっかりした、そういう町としての方向性の条例を持ったうえで、そういう政策に展開されているんだなということがよくわかりました。

そういった趣旨は改めて受け止めさせていただきました。あとはあの、そういったことをすぐ、それを只見町の施策に取り入れるかどうかにつきましては、やはり、うちの町は94パーセント、5パーセントが森林ですが、そのうち約70パーセント、国有林ですから、やはりその国有林・民有林の関係。あとは、そのいわゆる林家さんが、どのぐらいの規模の林家さんがいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。やっぱ、その辺の樹種とか、様々な、あとはいわゆる土場といいますか、どういった形でやっていらっしゃるのか。総合的に検討、というか勉強させていただかないと、ここで一概に申し上げることはできませんので、貴重な、先進的な事例の町を教えてくださいましたので、今後、研究、調査等して、担当課のほうでちょっと調べてもらうようにしたいなというふうに思います。

いろいろご提示いただいてありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今現在もそういった町民の中も、それからほかにいる人も、悩んでいらっしゃると思いますので、これは俺は、緊急事態ではないですけども、早急に検討し、もしできるとなれば、俺はやるべきだなと思ってます。そうでないと、時間がかかればかかるほど、やはり困難になって私はくるんじゃないかなと。何年か前も中ノ平で砂防工事ができなかった例もありました。やはり土地問題でもあったような気がしますし、そういったものでちょっと県とごちゃごちゃになりますと、もう、県も、そんなことならやんねえよということになってしまいますので、すぐそっぽを向かれるような可能性もありますので、これからやはり、線状降水帯、益々、発生しやすくなると思います。時期も時期ですので、そういった時に陳情では砂防工事やってけろとか、そういったことがネックでできないというのは、非常にこれ、残念なことですので、是非、早急な検討をお願いしたいと思います。

参考までに、さっきの例ですが、1番目に引き取る山林についてということで、地目が山林であれば引き取りますと、1行目に書いてあって、それからあとは引き取らない例はあります。それはあります。例えば、共有地の自分の一部だけを寄附したいとか、そういうのは当然だめですけども、寄附したいという人が、是非これからの町の発展のために有効活用してくださいという意味ですから。それは。田んぼ、畑は、さっき町長おっしゃいましたように、畔もあるし、わかりますけど、国土調査してないのもわかりますけども、それ、かまわないでおいたって、ずっと、何百年も何千年もわかんないままで終わっちゃいますよ。そういう政策を出さない限り。と私は思います。

この件は町長、検討なさるということで、よろしいでしょうか。さっきそういう返事をいただきましたんで、検討して…

○町長（渡部勇夫君） 勉強します。

○1番（中野大徳君） 勉強します。わかりました。

じゃあ、よろしくお願いします。

それでは次に移ります。

質問がどのような考えを持っていらっしゃるかということでしたので、お聞きしました。

それから2番の中山間事業については、今いろいろな調査を、アンケートやらいろいろくるんです。農業者に対して。そしてまあ、余計な心配をなさる人もいるんだなと思いました。それはどういうことかということ、例えば、今、例えばですよ、今、地域計画という名前で、各集落、担当部署はまわっていらっしゃいます。図面を持って。航空写真を持って。10年後、この田んぼ、誰が作るんですか。個人名または会社名を入れてください。という地域計画づくりであります。私の集落にもまいりました。それから現在借りて作っているところ。これ、余計なことを言う人いるもんで、もし、これ、しっかり作らないと、中山間特別支払制度受けられないんじゃないかとかって余計な心配をする人もいるわけです。私はそうではありませんよとは言ってるんですが、やはり、町は10年後の農業政策に反映させるために、下準備というか、下調査ぐらいの僕は話だと思ってますけども、ただ、これにも、今入れろといっても、そんなことを、うちの集落は全部頼んでんだから、もう、いいですよ、会社として入っているところは。例えば、大きな会社が、そこを、地域やっているところ、それは簡単に、もう10年後、何も、会社でやってもらうんだと。そうじゃなくて、田んぼというところは例えば自分はやってますけども、10年後というところとちょうど微妙な年なんですよ。

できるか。で、じゃあ、もう10年後、やるつもりで、今そういうふうに計画書を作ってもらってますけども、これまた、ちょっと別な話ですが、畑と地目がありまして、畑と田んぼ。で、畑を田んぼにすることはできない。となると、それはそれで良いと思いますが、実は10年後、畑にした場合に、その畑に何を植えるのか、そこまで書類提出をしなければならない。しかも、じゃあ、一番手のかからない蕎麦でもやろうかと思ったら、蕎麦はだめです。高収益作物に限ります。高収益作物というと米以上のものですから、例えば今で言えばトマトとか、それからリンドウとか、10年後、ハウスを建てて、そこまでやる計画は今、とてもでないですが、そこまで計画はできません。じゃあ、畑は一切整理しませんよと、そういう回答でありました。これは平野と違いますから、県がいくらそういうことを言っても、町長がいつもおっしゃるように、こういった中山間の地域性というのがありますから、そこはやはり、県にわかってもらわないと。じゃあ、もうだめだからあきらめるということになって、じゃあ、畑はいいですという集落も今出てます。そこはもう荒れたままです。残念なこと。まあ、不明の地もありますし。それを一箇所に集めてどうのこうのという話ですけども、そこまで書類上は書かなければなりませんので、そういったものを少しでも、なんですかね、役所がやりやすくといえますか、なるような、手立て、山林に言えばさっき申し上げたこと、それからその一般的な、中山間地に対するそれは中山間、名前がそうですから、それなんだろうが、それでもやはり、たぶん、相当、県の考えていらっしゃることは、なんていうんだろうな、差異があるなと感じております。何故なら、できないから荒れてるわけですから。条件を良くなれば、私はできる。それから大手の法人が入ってくるかもしれません。しれません。大手の法人といってもやっぱり、条件の悪いところはやはりどうしても、事例にもありますように、布沢地区を離して条件の良いところになるわけですから、どうしても。採算を考えれば。だから、条件整備を、町の何の事業でもそうですけども、条件整備をしっかりとしておくことが、相続もそうですし、相続問題もそうです。山もそう、田んぼも畑も、みんな、やはり、そういう状況に今ありますので、なんとか早く進めていただきたいということです。中山間地に対しては別に答弁はいりません。

時間もありませんので、大きな2番に、診療所の問題です。これは、これは様々な、説明いただきました。私、全員協議会でなくて何かの前に、忘れましたが、様々な人からこれほど言われたことないなって言ったかもしれません、さらに昨日、同じ質問が出た夜には、増幅しました。もう私も不思議でしょうがないんですが。現状、今、常勤医二人。これが今、

見てますと、これは、10月以降は未定ということですが、今の状況を見ますと、説明なされた状況より、良くなることはまずないなど。さらに10月になって、常勤医がゼロになれば、昨日ですか、好行議員に説明なされた状況よりも悪化するのはいま目に見えてるなど。ただ、今の状況でさえ、これだけ皆さん、内部の人も、町民も心配なされている状況が、これ以上、そういった状況になることは、これはまあ、許せないなんていう言葉はちょっと、言葉遣い悪いかもしれませんが、ちょっと、これは、只見町が今まで取り組んできた医療体制が根本から崩れてしまうんでないかなと私は感じました。

昨日の答弁書の中で、答弁書に昨日お答えしたとおりでありますので、昨日の答弁書もちょっと参考にさせていただきますけども、まず感じたのは、医師が働きやすい環境づくりが必要であること。それから医師の負担軽減を図る取り組み。それから昨日の答弁書では、医師に只見の診療所を気に入ってもらえるようなことも大切だと言われたという答弁書がありました。これはあれですか。その原因がわかっているならば、誰かが解決できることだと思うんですが、この辺の具体的な内容、わかりましたら教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 具体的原因としましては、ついこの間までは、土日も、夜間も、待機ではありましたが、待機されていたといいますか、まず自分の時間が持てないというような労働環境にあったということ。待機時間だけでいえば年600時間は超えているというようなことで、とにかくまあ、自分の時間が持てない、土日がないということ。そして、まず泊まりという、泊まりというか宿直といいますか、泊まるということに対しても医師の中では、どちらかと言えばこう、嫌われる業務ということにもなりますし、宿直があった。待機もあった。自分の時間がとれない。というような環境であったということがまずあるのかなというふうに**思います**。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずもって、誤解ないように改めて申し上げますが、本来ですと、現在の常勤医師二人は、3月末で朝日診療所の勤務を終えられて、4月から新任地に赴かれるということで決まっておりました。ので、県の担当課を通じて、令和6年度も医大のほうから2名の医師の派遣をお願いしたいということで書類も出してましたし、それまでは毎年、2名ずつ、（聴き取り不能）をいただいていた。ので、年明け早々の頃は、2名の医師を派遣する、言った・言わないの話になりますけど、受け止め方としては2名の医師の確保はで

きるだろうというニュアンスで私は受け止めておりました。少なくとも私は。それが3月に入ってから、どんなことがあったのかわかりませんが、予定していた先生が、それがキャンセルになりまして1名になると。その後、その1名も常勤ではなくて非常勤で、というふうに、どんどんどんどんこう、話が年明けてから、只見町にとっては残念な方向にきていると。それが今の現在ですということですので、決してあの、現在いらっしゃる常勤医の先生が、途中でお辞めになるというところばかりがクローズアップされますが、本来であれば3月で勤務終えていらっしゃる二人なんで、それをご無理お願いして、7月まで、もしくは9月まで延長で勤務していただいている実態だということは改めて申し述べさせていただきます。

答弁書で申し上げた働き方とか、働き方改革は法律によるものですから、それはそれとして、それ以外のいろんなところに全国の状況を聞くにあたって、例えば地域医療振興協会の話もしましたし、いろんな先生方とこう、関係機関と意見交換させていただくと、やはりこの、今は厚生労働省のほうで基幹病院をつくって、そこで専門医とか救命救急を集中させるという考え方ですから、それをこの辺ではいち早く取り組んだのが新潟県です。ですから、新潟県は新潟県中央病院、済生会の病院が今年の4月にオープンしまして、そこで、基幹病院ですから、そこで専門的なものや救命救急をやっていく。そこで集中医療をやるということです。そして、それ以外のところ、クリニック、診療所が、いわゆるプライマリケア、一次医療といいますか、それで平日の診療をするということで、メリハリつけるといいますか、同じ医療機関でも役割分担をしてやっていかないと、これからの大切な医療資源が持続的に提供できないというのが厚生労働省の考え方ですから、そういった考え方に沿っているというふうに思います。

ですから、そういった意味からも、やはり只見町の診療所は医大の先生も来て視ていただいてましたが、これは診療所という名前だけでも、小さな病院ですよっていうふうに現状を視ておっしゃっていかれました。ですから、それを考えたときに、その体制が引き続き確保できれば一番望むところです。が、やはり、そういった限られた医療資源であるとか、考えた時にはやはり、いわゆる本当のクリニック、本当の診療所のように、月曜から金曜の日中の診療のみにして、オンコールも含めまして、夜間はなし、休日なしというような体制を改めていかないと、今の時代、なかなか、医師を例えば全国公募を仮にしたとしても、手を挙げてくださる先生は少ないんじゃないでしょうかということも言われてきましたので、そういった意味で答弁書に書かせてもらってますので、現在の先生がそうおっしゃったとか、

云々かんぬんではなくて、そういった時代の趨勢といいますか、基幹病院とプライマリケアをする一次医療との住み分けを、やはり効率的にやっていくというのが今の厚生労働省の衛生局を中心とした考え方だというふうに私は理解しております。ですが、それだけではなかなか、交通の便とか、いろんな面で条件不利地域でありますので、それが全部それで良いんだというふうに、なかなか素直に理解できないところあります。

ですから、併せて南会津病院が、やはり朝日診療所のバックとしてしっかり南会津病院がある。南会津病院のバックには会津医療センターがしっかりあるという、その関係性をつくっていただきたいということも県にお願いしてまして、会津医療センターがあったら、そこからプッシュして南会津病院、南会津病院からプッシュして朝日診療所とか、そういう体制をつくっていただきたいということも併せてお願いしているわけですが、なかなか、力不足もあってか、そこに至っておりませんが、それをあきらめることなく要望していくとともに、議会議員の皆様にも今後ともお力添えを賜りたいと思っている1点でございます。

少し長くなって申し訳ございません。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） やはり、診療所はやはり、どうしても、周りの状況を見ますと、周りというのは、例えばこぶし苑50床、只見ホーム60床、あさくさホーム29床。それから桜の丘が9掛ける2で18人。これだけのところを抱えて、一人二人では、これは過重労働にもなりますし、誰が考えたって、まして働き方改革なんてなったら、どうしたってやっばり、そうなるのは当然だと思いますから、どうしてもやはり、それだけの周りに、必要としているわけですから、今の状況より悪化することは私はどうしても考えられないし、10月以降、この未定の分をなんとか現状維持ぐらいでいかないと、というのは、やはり、町長おっしゃること私は理解しているつもりですが、町民になかなか理解が得られない。というのは、南会津、今、中心にやっぱり南会津郡ですから話されますけども、私ども、私のほうから行くにはやっぱり、金山まわりというか、あっちのほうはどうしてもあれなんです。そうすると、わからない人は、金山にも診療所あるよね。その先の三島には県立病院あるよね。あんな、若松まであんな時間で行けるのに県立病院あるよねと、そういうふうに見えてしまうんですよ。申し訳ないですが。だから、見えてしまうし、実際、そうでありますし、やはりどうしてもそのわからない世界、わからない世界というか、町長の言えない部分も、それはあると思いますけども、そのわからない部分がどうしても町民が、なんていうんですか、

町長、一生懸命やってんだというところが、なかなか伝わらないというのが、そのもどかしさというか、そういうふうに出る状況が見えてしょうがない感じが僕は思っています。わかりました。

で、ちょっと細かいことだけ、1点だけお聞かせください。

雇用の面なんです、それは現時点で削減等については考えておりませんという答弁、昨日の答弁書があります。診療や訪問看護の実施には看護師等の人材は欠かせない。これは当然、当たり前なことだと思いますが、実はあの中には、任期付任用職員、そういった方も多数働いておられます。言われれば、任期付なんだから任期の契約あるでしょうと、そんな心配なくていいよと俺は言い返しているんですが、やはりどうしても、気になるところではあるような気がします。昔でいう臨時職員ですから。契約守って一年だと、その後は、はたして任期延長なさってくださいなのか、それはわかりません。誰もわかりません。まだ今の状況では。だから、そんな余計な心配は今の時点でなくていいよと私は答えていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変あの、不安なお気持ち、ご心配をおかけしているということを改めて受け止めさせていただきました。

前段の部分につきましては、そういったことで南会津地方町村会、医療の話と、あともう一つはやっぱり道路です。会津縦貫南道路と289、当初の暫定の開通を本当に、約束を違えないようにやってくださいということと、あと一日も早い通年通行、その2点が南会津の要望ですから、そうなれば、三条の済生会、新潟県中央病院のほうにアクセスに、田島に行く時間でほぼ行けますので、そこを一つ期待したいということがまず1点ございます。

そのうえで、あとは今、医療・看護・福祉のあり方検討会、2回かな、3回かな、やりますけども、今後、テーマ移ってきますが、今あの、確かに只見ホームとか、こぶし苑、あさくさホームありますが、実際、あさくさホームは募集しても定員になりません。入所者が。順番回ってきたから、空きましたよということ言っても入ってもらえないということで、今は若干、部屋が空いているという状況が昨今見受けられます。

そして、先般、南会津会の理事会ありました。そこで、幹事の方から監査講評の中でいただいたのが、特に只見町、今後、ベッド、多く余りそうだとということで、その只見町のベッドが空くことをやはり念頭に置いたことを今から考えておいたほうがいいんじゃないですか

ということを幹事のほうからもありましたので、俄かには、え、そんなことあるのかなというふうに、高齢化率も高いし、それは何かの間違いじゃないかなと、一般的には思われますけど、やはりシビアに見てみれば、そういったことがありますので、やはりそのあさくさホームのあり方とか、そういったこと全般含めてありますし、あと先般は病院局長からいろいろ教えてもらってききましたが、看護付きの居宅施設とか、そこには小規模多機能居宅介護施設ありますが、看護付きの、いわゆる小規模多機能施設というのが最近、制度として発足してますよということもいろいろ教えてもらってききましたんで、いろいろその余談なく、いろいろの制度の勉強をして、どういったあり方がいいか。そういった中で、やはり戦略を持ってやっていかないと、そういったこと含めてこう、自分の頭の中でさっき、おもわず福祉公社って、昨日も今日も出てるんですけど、やはりその途中のところの説明が不十分で、自分の中では大変わかっているつもりで、出しているのがその戦術の部分だけ喋ってるんで、そこを反省しつつ、今後、併せて皆さんとご協議させていただきたいなというふうに思います。近い将来の話でございます。

そういったことがありますし、いずれにしましても、医師の確保につきましては全力を尽くしていきますし、改めて議会議員の皆様の特段のお力添えをいただきたいという、改めてお願いします。

そして、会計年度職員の方含めて、いろいろ所属は町と、南会津会と、いろいろ分かれていますと思いますが、他町村のところまでは私、正直、私の立場で申し上げられませんが、お一人お一人、大切な住民の方でいらっしゃいますので、やはり大切な雇用、いわゆるエッセンシャルワーカーでいらっしゃいますので、やはりその雇用の確保はしっかり確保していく責任があると思いますので、本当に、途中で、合理化ですから辞めてくださいという態度は毛頭考えておりませんので、そのことをここでお話させていただいて、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

大変良い答弁いただきましたので質問終わります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

ここで、暫時、休議いたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時09分

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君。

登壇願います。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 3番、酒井右一、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

一つとして、人口減少と次期、子ども・子育て支援計画について。

これについて質問の要旨は、本町の人口減少の抑止策について。

本町の人口は、只見町が示しておる只見町人口ビジョンとは異なる状況を示し始めております。3月会議の一般質問において私が示した資料のとおりに移りてきています。3月会議の町長答弁では、人口減少の抑止策について補正予算等の対応もあるとされました。その後の経過について一つは伺います。

次に、次期、第3期の子ども・子育て支援事業計画の概要について。

若年層の極端な減少と生産年齢人口の推移から、このことについては3月に資料を示してお話をした内容でございますが、これについて自治体として本町の消滅の危機を伺わせる状況となった。子ども・子育て支援事業計画の重要性がさらに高まったと、そう思います。過去2回におけるこの計画と次期計画の違いについて概要を伺います。この中で使っておる消滅可能性自治体とは日本創生会議の増田さんらの会議で使われた言葉でございます。

以上、願います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

人口減少と次期、子ども・子育て支援計画についてのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の本町の人口減少の抑止策でございます。

3月会議の一般質問の際には酒井議員から年齢階層の人口を基にした将来の人口推計をお示しいただき、町としても集落別や年齢階層別に現状を把握したうえで、人口減少対策に対応していかなければならないと改めて認識したところでございます。

3月会議でご指摘いただいたとおり、妊娠後については妊婦健診や通院費への助成など、様々な支援策は講じているところですが、その前の妊娠をどう増やしていくかについての具体策が弱いと感じているところであります。

そういった中で、令和6年度は福島県と連携し10月に出会いの場づくり事業として婚活イベントを予定しているとともに、昨年度から公民館事業において、直接的な出会いの場づくりとしてではありませんが、若者が夜に集まれる場づくりとして、星空カフェを開催しているところであります。また、福島県で導入しておりますオンライン型の婚活システムである、はび福なびへの登録料の助成を行っているところでございます。

現状では、それ以外の具体的な施策の提案には至っておりませんが、既存事業を着実に実施し、効果を検証したうえで、有効的な施策について検討してまいりたいと考えております。

議員の皆様からも具体的なアイデアについてご指導、ご助言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の次期、子ども・子育て支援事業計画の概要についてであります。

国におきましては、昨年4月に、こどもを年齢で区切ることなく、心身の発達の過程にあるものと定義した、こども基本法が施行され、12月にはこども施策を総合的に推進するためのこども大綱が策定されました。

本町におきましても少子化対策やこどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを最優先事項と認識し、国の制度のもと、町民に適切な子育て支援を展開することで、子どもの健やかな育ちと、子育てを地域で支援する環境を整備することを目的に、次期、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めております。

また、酒井議員お質しのとおり、若年層の極端な減少と生産年齢人口の推移から、自治体として本町の消滅の危機感を強く持っており、対策が急務であることから、次期計画の早期策定により対策を進めてまいりたいと考えております。

計画策定にあたり、令和5年度に町民を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施したところ、町民の子育て支援のニーズが過去2回の計画策定時以上に多岐にわたるこ

とがわかりました。特に、幼児期の保育・教育の充実による、認定こども園の整備については設置要望が強く、その要望に応えるために、令和7年4月より朝日保育所を認定こども園に移行し、開園する準備を進めております。

次期、子ども・子育て支援事業計画は策定途中にあり、お示しできる段階にはありませんが、町振興計画や関連計画との調和を図り、国の動向やニーズ調査の結果を踏まえて、只見町子ども・子育て会議において委員のご意見を伺いながら進めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 先ほどの中野議員の質問でびっくりして腰を抜かすところでしたが、医療、福祉のないところに人は住めないということからも、そういったことが弱体化していくと、なお、人が減っていくということなのかなと痛感しております。

ところであの、回答、答弁書、私は一般質問しておりますが、私からも具体的なアイデアをご指導、ご提言いただきたいと、こう書かれてますから、当局側から質問者に対して質問したということなんでしょうな。これについては言いたいこともありますが、せっかくだすから申し上げます。

はびなび福、福なびはび、どっちだっけ。はび福なび。これのその、実はこれ、先だつての朝日新聞に、東京都が実施をして、ほか名だたる都道府県、自治体が手を染め初めまして、確か16パーセントほどあるように、忘れましたが、見受けております。只見町において、これ、福島県のはび福なび。これの実績、成果はどのぐらいの数があるんでしょうか。そして、よろしければ、その成果について教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 大変失礼いたしました。

はび福なびのほうでございますが、昨年から只見町のほうで登録の助成をさせていただいております。そちらの実績につきましては今現在のところゼロとなっております。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これはやはりあの、新聞にも出てましたが、なかなかプライバシーに関わりますし、それぞれの個人情報にも絡まりますし、様々な、所得条件とかあります。まして、難しい側面を持ったものらしいです。なので、我が只見町においては、このはび福なび、いかがなものでしょうかと現時点では思っております。しかしながら、こういう時代ですから、SNSというものを通じてお友達を探していくということも有かなと思ったり、

危険な時代になったなと思ったり、プラスマイナスにおいてどうしたらいいのかわからないというのが現状であります。

ところであの、是非、アイディア、ご提言はとおっしゃいますので、昔のことを申し上げますが、こういうことありましたよ。成果もありました。要するに豪雪地帯であって、医療と福祉のないところに人は住めないし、若い人がいない、結婚しない人、子どもがいないという連鎖が、これ連鎖しますので、連鎖があります。かつて、そういった問題に対してこの町はどう対処したかと、先人の方々がやってきたことをここでアイディア代わりに披露したいなど、できるものならやってみたいなど。

仲人補助金制度、ありました。それから、役場の直接企画した、若い人招いた、若者招いた、バスで御殿場に行って、バレーなんかしてきました。そして、これで結ばれた方々、確か3組ほどあったです。あとあの、当時、会津オリンパスの従業員を招待して、湯ら里はなかったですから、宿泊施設招待して、まあ、一杯飲もうやと、パーティーをして、ここでも成果がありました。富士通の職員も招待した経過があります。交流会開きました。あと世界に名だたる本田技研の（聴き取り不能）の互助会を説得して、旅行村で600人ばかりのイベントをしたことがあります。また、各地区に、その青年団があり、出会いの機会がありました。青年団は今ないですけど、地区センター、今、公民館でしょうな。公民館にそういう機能をあってもいいのかなと、いうふうに思います。ただ、慣性のお見合いだと揶揄されることもありますが、本当にそれなりの成果はありました。下手な鉄砲でも百撃ちや当たります。また、町民の翼。これにも若い人たちはそれなり夢を持っておりました。公民館は、今度できた公民館は、そういう発足という意味で、そうした企画が非常に実施しやすくなったのではないかと考えております。これについては、今もやっているのか。まったくやっていないのか。今申し上げた数々のものですが、やってみたいと思ってるのか、それ、まあ、ひとつ聞きたいと思います。

さらにあの、これは現実的な話だと思えます。山村留学生として只見高校においでになって、もう何年か、私が小沼さんの時ですから、もう、数えて何年になりますので、もう適齢期の方がいっぱいいらっしゃいます。そこで、山村留学生を対象にして、その世代、3学年一緒に、縦型の同窓会を湯ら里あたりで企画して、俗っぽく言えば、山村留学生に対して集団見合いをしろという意味になってしまいますけれども、そういうふうに受け取らないで、婚活活動を実施されてはいかがですかなど。

さらにはあの、あれは飯塚岩夫さんの時代でしたか、町職員、住民に対してアイデア募集をされました。地域創生のアイデアです。竹下登さんの以前ですから、相当昔です。で、豪雪が障害になっておりますが、豪雪を魅力に変えることができます。長期間に及ぶ我々の暮らしている豪雪地帯の暮らしは大変ですが、この只見の豪雪を売りにした2・3日の豪雪体験、雪まつり民泊ツアー、雪遊び、地吹雪なんてありましたが、ここは豪雪、吹雪体験。交通が安心確保、居所が、旅館が確保。つまり、民泊が確保して、温かいところで眺めている豪雪の姿は、これ、非常にあの、さっきあの、菅家忠議員に聞いたところ、このぐらい降ると大喜びだって言ってました。地元では。ここは、このぐらいじゃなくて5メートルぐらい降りますので。私は雪の上から落ちてケガしたことがあります。そういったことはなかなか見られないので、さらに雪まつりにいっぱいおいでになります。泊まり場もないということなんで、こういった機会に、若い衆とこう、ライブでもさせてみるとか、ただその、その、只見ダムの周辺の施設空かせておくことはありませんから、良いんじゃないかなと思ったり、さらにはあの、若い人の農村回帰の魅力的な手段なんです。まったく、Iターンですよ、Uターンじゃなくて。ブランドのトマトがあります。3月には非常にトマトが高収益をあげたという話もあり、こういったものをその、先生いっぱいいらっしゃるわけですから、若い人の農村回帰の魅力的な手段として、遊休農地もありますから、トマト学校を開設するなどして、就農する、就農で起業する若い世代を誘致するような方法もあるんじゃないかなと考えました。

これあの、若松って、会津若松市も狭いようで広いですが、その一角に御山柿という柿を栽培して献上している地域もあります。猫の額みたいなのが。これも柿ですが、しっかり一生懸命にやる人があればできるわけです。昭和にはカスミソウ、高田には高田梅。ごく小地域で、そこにこだわって作っている方々は技術的に経験値もあるし、トマト、がそうですね、ここでは。そういうものを、Iターン者に、夫婦、若い方々に、資材を、離農される方もいらっしゃいますので、そういったものを融通し合ったり、あるいは新規に買うのであれば、それは補助を出したりして、若い方々にこちらに入ってもらって、言葉悪いかもしれませんが、怒られるかもしれませんが、定年後にこちらに移住されておいでになっても、行政コストが、そんなものでしょうから、なんとか、このようなことを、求められたものだから、アイデアとして提言いたします。

いかがでしょうか。2点ほどお伺いしました。提言をかねて。

1点目は、これ、今やっているのか、やっていないか。そして、これ、やっぱり良いからやってみたいなとか、特に山村留学生なんか思うんですが。

2点目は、たった今喋った話ですが、どうか、お答えください。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 様々な、過去の先人の皆さんの取り組み等、またアイデア等、ご提供いただきまして本当にありがとうございます。

まずあの、公民館として、今回、昨年から公民館、非常にこういったものの取り組みがやりやすくなったんじゃないかといったようなことで、公民館での取り組みのお質しがございました。町長答弁にもございました、いわゆる星空カフェという形で、具体的な婚活というところまでではなくて、まず、このコロナ禍の中で若者がリアルでなかなかコミュニケーションを取りにくくなっている状況の中で、若者がまず、そういったコミュニケーションをとっていくといったような取り組みの中で、比較的集まりやすい夜に、様々な遊びであったりだとか、活動、こういったものを通じて、若者がまず出会っていく、コミュニケーションを取るといったような取り組みをしているところでございます。

○3番（酒井右一君） （答弁途中で発言 聴き取り不能） …町長からお答え願いたい。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） いろいろご提案いただいてありがとうございます。

山村教育留学生の、そういった同窓会とか、具体的にご提案いただいた。これはあの、是非あの、検討させていただきたいなというふうに思います。

あとは、本当に地域には高田梅とか、カスミソウとか、様々、南郷トマト、特徴的なことございますので、そういった方々、特に南郷トマト、そういった方々の、農業法人の方、様々活動していらっしゃると思いますが、そこを少し拡大していただいて、こういった事業に結びつけることはできないかとか、そういうこと含めて検討をさせていただきたいなというふうに思います。

様々ございますが、まずその2点につきましては、それは検討をさせていただきたいなというふうに思いました。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これあの、今、検討を始めて今年度に間に合うという話ではありませんでしょうから。間に合うかもしれません。雪まつりもまだありますし。いつ頃までに、こ

の問題について、検討できますか。ということは、急ぐのは、町長あの、令和5年、つまり去年の母子手帳の全町における発行数、枚数おわかりですか。

町長、おわかりですか。事務局に聞いていいですので、わからなければ事務局で結構です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 令和5年は、9人、9件といいますか、9人でございます。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 少々、意地の悪い質問でございましたが、9人ということは、3地区、3小学校に、火の用心書いて上がると、3分割すると3人という話になります。去年の只見小学校の入学生は二人。このような状態がこんなに続いて良いはずがありませんので、なので急いでおりまして、こうした企画が有効であるとお考えならば、私は考えておりますが、是非、一日も早く、一つの政策にして、予算をつけて、実行していただきたいなと思うわけです。

この件についてはひとつ、非常にわかりやすい話なので、よろしくをお願いします。

次あの、子ども・子育て支援事業の概要についてですが、子どもが減っておって、事態が変わってきたということで、子ども・子育て支援事業計画を、これ第3期が出るんで、この辺どうなのかなと思って比べたかったんですが、まあ、確かに、まだできないものをここで話すというのもなんでしょうから、今のものでお伺いしますが、子ども・子育て支援事業計画の9ページに記載してあるところの、各地域の子ども人口を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域は只見町区域を一つの区域と設定したと、こう書いてあるわけです。一つの区域を設定した。この設定したところはどこですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 私のほうからお答えさせていただきます。

一つの区域というのは、只見町の場合については中学校区ということで、町全体が、全域が一つの区域というふうに設定をしております。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうすると、そのまま、これ読みますと、一つの区域たって、只見町全体を一つの区域とした、というふうに受け取るわけですし、例えば3歳以上児を朝日に送迎して面倒看るといったような、そうした考えではなくて、こういう全町を一つにしたという意味ですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 例えば保育所という考え方でいきますと、旧村単位に一つずつの保育所が設置されているわけなんですけれども、この子ども・子育て支援事業計画というのは、学校だけではなくて、全ての児童福祉の事業であるとか、子育て支援事業という形で計画をされていますので、地区ごとではなくて、町一つのしての事業の計画だということでご認識いただければと思います。

○3番（酒井右一君） よくわかりました。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうしますと、この事業計画の中で、事業計画そのものは、結婚から老人まですべてを含めた壮大な計画なようです。ただあの、一つの区域を設定したということに基づいて、只見と明和の幼児ですかね、これを朝日保育所を改修して、そこでこども園として幼保保育をするんだということのようですから、この支援事業計画のこども園と定義しているものは、この位置においてこども園ということになるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどの酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

認定こども園、今現在考えてございますのが、朝日保育所に来年4月から開所ということで、現在は朝日保育所、真ん中で考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 総務委員会でも、その場所についてはお伺いしましたし、ただ苦にしておったのは、この9ページに記載してある文言の中の、文言だけ見れば非常にあの、今の次長さんの話と整合性ありますけれども、地図を見るとわからなくなってしまうというものですから、あえて質問しました。

そこで、これを聞くために今までの話をしましたが、今現在、幼保、小学校、中学校と、それぞれの幼児や児童、生徒が卒業まで、離合、集散を繰り返す現実があるわけです。これをこども園、中学校、一つになるわけで、さらに小学生、先ほど母子手帳発行が9枚、これが6年経つと入学するわけですが、そうした時に、9人の小学生が一つになる。とすれば、ゼロ歳児についてはまたこの後で話になりますが、少なくとも今度、町が創る認定こども園の考え方の中では、これはあの、認定こども園と、小学校と、中学校と一本、一体化すべきではないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 少子化の中でこれからの保育教育のあり方でございますが、今ほど教育次長が申し上げたとおり、まず認定こども園を来年4月に朝日地区に一箇所、開園させていただき、その準備を進めてございますが、やはりその準備の中で、地域の方々や保護者の方々とやはり意見交換をしてみますと、やはりそこで認定こども園となって子ども達を預けることに対しては肯定的だが、じゃあ、その後にもまた小学校に行って3箇所に分かれるのか、そういった不合理というか、整合性のない、そういった教育についてはいかなるものかという意見もいただいております。

また、この少子化の中で、今、先ほど只見小学校で入学者2名だったと、昨年。そういった実態を踏まえて、今の小学校のあり方がこれで良いのかということをご多面から意見いただいておりますので、小学校のあり方をどうしていくかということをご今、検討懇談会を第1回目開催しまして、今年度内にはその方向性を結論出していきたいなというふうにご考えてございますので、その方向で今、小学校のほうは検討をさせていただいている状況です。その中で、その中学校へのまた繋がり、そういったことも検討させていただきたいというふうにご考えております。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 確認しますが、小学校がアンバランスな状態になっているということについて、今年度中に一定の結論を出すというふうにご聞こえました。それでいいですか。わかりました。

そこでなんですが、やっぱあの、前回の決算報告書なんか見ますと、経常経費比率が8割、プラスマイナス、危険水域に達しております。そういう中で施設をいっぱい持つということは、非常にそのランニングコストがかかるわけです。さらに、今あの、今の状態で保育所を3地区分散でやっていった場合、いわゆる保母さんが足りない。しかし、一箇所に集めると、5名ほど余剰人力が出るということが昨年末の総務委員会で報告がありました。なので、非常に合理性もありますし、経済的、財政的にもまあ、有利なことだと思いますので、私はなんとか早く、子どもたちにとってもドッチボールもできないような状態では困りますので、なんとかひとつ、今年度中に努力をしていただいで方針を決めていただきたい、そう思います。

そのお願いと、もう一つは、先ほど平山さんのお話の中で、こども園創るにあたって、修

理をして保育所を使っていくんだという話がありました。総務委員会で朝日保育所を視てきましたが、やはりあの、3歳児以上で使っていくという分には、それなりの修理でいいんでしょうけれども、しかしあの、子ども・子育て支援計画で言うておるこども園。そして、まゆみ学園の先生が言われるようなこども園。それから実際この計画の何ページだかに書いてありますが、49ページですかね、第8章、子ども・子育て支援策定に書いてあるような条件を満たしていくには、1室を修理して、そこで囲っていくということには理念として無理がある、そう思います。

そこであの、朝日小学校の建て替え時期について、町の公共施設管理計画を見てみたところ、令和2年に、令和2年時点で、10年の間に更新しますと書いてあります。その管理計画書の56ページです。間違いありません。で、只見と明和については使っていくということです。なので、令和2年から既に4年ほど経ちました。残された時間は6年。ここはあの、平山さんの言われるように、子ども・子育て支援事業計画の示しておる第8章、満足させるように、小学校を更新して、そこに併設したような、したようなではなくて、併設した、ちゃんとした、理念に合った、子ども・子育て計画の理念に合ったこども園を創って、安心して、ケガのない、事故のない、しっかりした、理想的なこども園を創るべきでないかと考えております。そうしないと、修繕して使ったども、ここがまずかったから、事故になっちゃったとか、あるいはスクールバス、送迎バスで来たんだけど、階段が高くてどうだったとか、やはりこども園は本来は乳幼児から18歳までのようです。なので、そう見れば、今の保育所は部屋だけ修繕しても、ほかの部分、段差だったり、様々な面があると思いますが、そういった面で只見の幼保型の認定こども園には向かないなど。

それからゼロ歳児保育についても、検討するところの中には書いてありました。計画書の中には。なので、今後、ゼロ歳児も取り組むということになっていきますと、様々な施設が修繕だけでは間に合わなくなると、こう考えるわけです。で、結論を申し上げれば、今の少子化、それから財政事情、それから動線、生活するうえでの動線ですな。そういった面から見ても、それから学校校舎の老朽化による更新の時期がきているということまで踏まえれば、修繕で間に合わせるという考え方は捨てて、朝日小学校を更新される際に、そこにれっきとした只見認定こども園を、この支援計画に合わせて、理念を合わせておつくりになったらいかがでしょうかと。それまでの間、7年から認定こども園をやられるということであれば、それはそれで暫定的に良からうなと思いますが、しかし、そう、今のような状態で長くは続

きませんから、公共施設管理計画、56ページに書いてあるように、更新時期を迎えておる朝日小学校を建て直しながら、認定こども園、これを立派な第3期の子ども・子育て支援計画の中に明記されてはいかがですかと。セットで。この点いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 認定こども園の設置にあたりましては、これまでも一般質問を通しまして子ども・子育てのあり方で、来年の4月に現有施設をまず有効利用して、ソフト面の認定こども園を立ち上げていこうということ、町長のほうから答弁がありましたけども、その先にはやはり、これで十分な施設であるということは私としては考えてございませんし、子ども・子育て会議であったり、認定こども園の専門委員会の委員の方々からも、やはり施設の改修、そして、それによつての機能充実、子どもたちが本当にあの、幸せに毎日過ごせる、そういった園を設置してほしいという意見はいただいておりますので、それを踏まえて、やはり第3期の子ども・子育て支援事業計画には、それを踏まえた中で検討していかなければならないのかなというふうには考えてございます。

乳児のその対応もそうなんですが、やはり今の保育所は、そもそも3歳児以上の保育施設でございますので、基本が。ですので、本当にそれを、現有施設をなおすということになると大変なお金がかかりますし、それがあの、有意義な施設改修だというふうにはなかなか思いませんので、その施設改修にあたっては全面的な改修が必要ではないのかなというふうに私は認識をしております。

また、小学校のあり方につきましても、まだ検討が始まったばかりでございますので、やはりあの、子どもたちの、なんですかね、目線で、その視点に立って、どういう保育教育のあり方がいいのかっていうことを、やはりあの、保護者の方もそうなんですが、専門家の意見を聞きながら、そういう子どもたちのその動線、動きですね、動線だったり、それから教育者の、運営する側の動線であったり、いろいろな効率性を考えたうえで、そういった場所であったり、の検討が必要なのかなと思います。そのうえで、朝日小学校はそういった公共施設の再配置計画の中ではそういった計画が謳ってございますが、それに合致することであるのであれば、その方向性が具体的になっていくのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 公共施設の管理計画に合致するんであればたつて、そういうふう

書いてありますから、今持ってねえんだったら、誰か持ってねえが。ある。書いてあっぺや。だから、言ってんのはさ、要するに、大切な子ども、少ねえのに、大阪の枚方の事件だの、静岡の事件だの、ああいう事件、そこで亡くしてしまっちは大変だし、送迎の動線だとか、施設内の動線、あるいは施設内の危険箇所、思いがけないことで子どもはケガしますし、命を亡くしたりしますから、暫定的に施設をむりやり改修しても、以前の残骸が残ってるわけですから、そこはあの、施設の管理計画の中にあるように、あと6年ありますから、この中で段取りよく、学校は教育長のものでなくて町長のものでありますから、しっかり、そこはあの、財産として考えていっていただきたい。

今ならば、これ、予備費の、財調の適正額かわかりませんが、財調でおそらく、現時点で15億ぐらいあるはずですよ。地域振興資金も使えますし、あれも11億ぐらいあるようですよ。この件についてはなんとかなるんだと思います。まずあの、子ども・子育て支援計画のこの中をよく見ていただいて、これはあの、すごい理念を謳っているんです。こども園というのはあくまでもその中の、こんなちっちゃな一つですから、それを理念に合わせて持っていけば、そこに暢達したところに頂上があるわけですから、なんとかあの、子どもを大切にしていっていただきたいと思うわけです。

併せて、子どもをつくっていただく方々に、出会いの機会を、私はできませんから、出会いの機会をつくっていただく提案をしましたので、そのところもう一回、しっかりその現実の話として捉えていただきたいので答弁いただきたいと思います。

これは町長をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

ただ今、人口減少と次期子ども・子育て支援計画についてということで、多岐にわたりご提案、方向性につきましてもお示しいたしました。

本当に次代を担う子どもたちの健やかな成長と、その環境整備が本当に大切なことだなどというふうに改めて認識しておりますので、そのように先ほどの、いろいろ、出会いのご提案あったプログラム含めて検討させていただくことは先ほど申し上げたとおりでございます。

加えまして、今、公共施設の問題とか、認定こども園のことにつきましても、私も基本的に非常に酒井議員おっしゃることは今後の財政的なことも含めまして、また基金の残高も含めまして、本当にあの、適切といいますか、大変、私が言うのも僭越です。本当に理に適っ

たご提案だなというふうに私は受け止めさせていただきました。

が、一方で、現在、教育委員会主導で小学校のあり方検討会、検討を始められましたので、やはりその辺の検討経過と検討結果、最終的に答申という形になるのか、報告という形になるのかわかりませんが、その結果を最大限尊重させていただいて、そのうえで今、酒井議員ご提案いただいた事柄、また後、それ以外にも他の委員の方々、それぞれお考えあると思いますので、そういった方々のご意見、また、広く保護者の方々、町民の声をお聞きしまして、そのうえで一番、先ほどおっしゃった主旨の理に適うような方向性を定めさせていただきたいと思えますし、それもあの、そんなに時間のあることでもないということも承知しておりますので、年内か年度内には小学校のあり方の方針が出るということでもありますので、それが出ましたら、その後、その結果も議会の皆様に報告させていただいて、併せて町としてどういうふうを考えるのかということをお示しさせていただいたうえで、様々ご意見を頂戴したいというふうに思っておりますので、引き続きのご指導、ご提言をよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 特別職の方々をお願いしたいんですが、リーダーが、特別職の方々が諮問会議に諮ると。これはわかります。諮問会議がリーダーを使うのではないので、そこら辺はなんとかその、選挙でトップ当選されたわけですから、自信をもって良いと思われるようなら、やっていただきたいし、私はそう思いますから、頑張ってください、また我々昭和24年生まれが当時、朝日中学校同級生106人ばかりいました。同級生、村に13人おりました。そんな時代に返していただきますようお願いしまして、質問終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次、日程第2、議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第41号 議会議員の議員報酬及び期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、今般の燃料費の高騰、また諸物価高騰を鑑みまして、議会議員の皆様の旅費に係る、費用弁償に係る部分の車賃相当額、これについて現行25円とさせていただいているものを40円に改めるものでございます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。

現行と改正の案ということでお示しをしております。

上段別表1でございますが、車賃1キロあたり25円。これを40円にするものでございます。

それに伴いまして、別表第2でございますが、この部分につきましては議員の皆様、本会議、また委員会等で役場のほうへ来ていただく際の通勤費相当額ということで、通勤キロ程による加給額。これをキロ当たりで車賃相当額の率により算定をさせていただいて、それぞれ増額をさせていただきたい内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第3 議案第42号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第42号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、今ほど第41号でご議決をいただきましたと同様に、準公用車、私用車を使用した場合の車賃について、キロあたり25円を40円に改めさせていただくものです。

施行日については7月1日ということで改正をさせていただくものです。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第42号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「ご異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次、日程第4 議案第43号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第43号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別表第1中、25円を40円に改めるということで、これも先の2議案と同様に燃料費等の高騰に伴う車賃部分、準公用車を使用した場合の車賃部分を改めさせていただくものでございます。

7月1日から施行をさせていただくものです。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第43号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決する
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5 議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規約
の一部を変更する規約を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 説明前に資料の配付の許可をいただきました

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規
約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、福島県後期高齢者
医療広域連合規約を次のとおり変更する。

お配りしました資料をご覧くださいと思います。

今回、この規約を変更する理由としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化
ということで法律が施行されますので、後期高齢者医療の保険証が今年度12月2日に廃止
されることとなります。それに伴いまして関連する文言を変更するものです。

変更の方法としましては、今回の規約を変更しようとする際は、先ほども申し上げましたが、地方自治法の規定に基づきまして、広域連合の構成市町村議会の議決を得たうえで県知事の許可を得なければならないということで今回提案をさせていただくものでございます。

変更の内容につきましては、資料の一覧、改正後、改正前をご覧いただければと思いますけれども、別表第2の(2)(3)の部分でございます。今まで改正前につきましては、被保険者証及び資格確認書の引き渡し及び返還の受付ということで記載がございましたが、保険証の廃止に伴いまして、改正後、表の左側でございますけれども、資格確認書等の引き渡し及び資格確認書等の返還の受付というふうに文言が変更をされるものであります。

なお、この規約の第4条につきましては、後期高齢者医療制度の事務処理で広域連合が処理する事務を定めた条になってございまして、そのうち別表第2の部分につきましては市町村において行うものというふうに定められているものになります。

この規約の施行日につきましては、今年度、令和6年の12月2日となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 保険証がなくなるということで、改正前から改正後に保険証という記載が消えておる。これはわかりますが、資格確認書の引き渡しの返還、文言が残っておりますが、これの、委員会の説明どおり資格確認書、保険証がない方には資格確認書があるということよろしいですね。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 保険証が廃止されるということで、委員会の折も説明をさせていただきましたが、今年度の後期高齢者医療の保険証については7月に今年度分の期限一年間の保険証を発行をさせていただきますので、今年度の発行はございます。来年度、毎年7月に更新されていた保険証が令和7年度については発行がされません。ので、その際は、今、マイナンバーカードを健康保険証として紐づけている方については、その後、マイナンバーカードを保険証として使っていただくこととなります。ただあの、保険証として紐づけされていない方につきましては、こちらのほうで把握をしてございますので、資格確認書と

いうものを送付をさせていただきます。ので、受診の際は資格確認書を提示いただければ、医療機関のほうの受診はできるという状況です。しかしながら、令和6年の12月2日で保険証自体が廃止になりますので、12月2日以降に後期高齢者の保険証を紛失してしまった方ですとか、そういう方については保険証の再発行ができなくなるということですので、そういう状況の場合は申請をしていただいて、資格の確認書を発行する。もしくはマイナンバーと紐づけされている方についてはマイナンバーカードを使っていただくということになります。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 44号、この規約の中身、直接触れる質疑じゃないんですが、このマイナンバーカードの、今、国のほうは利用促進を図っているということで、医療機関だとか薬局などでは、このマイナンバーカードの利用の文言を書いているようです。それで、マイナンバーカードと保険証、今回、後期高齢者の医療保険証の廃止の問題ですけど、この制度の変わり目、というのは非常にあの、これ、後期高齢者、75歳以上ですから、なかなかこの理解しにくにというのがあると思います。そういう点では、明確にこう、わかるように、この資格確認書で今までどおり保険診療がちゃんと受けれますよというようなこう、はっきりね、わかるような形をとっていくことが必要かなと。やっぱり、年令がこう、高くなると、その辺の理解が難しくなるんで、その辺のわかりやすい進め方、是非、これは質疑というよりお願いになるのかなと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 山岸議員ご指摘のことは私どもも非常に心配をしております、ごもつともだと思ひます。今年度の切り替えの時期については、来年度以降の切り替えのスケジュール等のお知らせも一緒に、この保険証と一緒に送付をさせていただく予定にしております。また、来年度以降ですね、資格確認書が送付される方については、おそらく、そんなに心配はしてございません。送付されたものを保険証として使ってくださいねというお知らせはするんですけども、マイナンバーカードを健康保険証に紐づけされた方については、特にものが送られないことになりますので、いつも届いていたのに届かないという事例が来年度以降、発生するのかなという、ちょっと心配はしております。それについては、こちらのほうから丁寧な説明をしてですね、ご理解いただけるような、誤解のないような対

応はしてまいりたいというふうに考えてございますので、そのように対処いたします。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の上程、説明

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6 議案第45号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第45号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億563万5,000円を追加をさせていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億6,563万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入

歳出予算の金額については、第1表によるものでございます。

第2条としまして、第2表 地方債補正をお願いしてございます。

まず1ページ目、第1表でございます。

歳入におきましては、町税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債におきまして2億563万5,000円ということで増額をさせていただいております。

2ページ、歳出でございます。議会費から予備費までで、それぞれ増額をさせていただく部分、減額もございますが、総額で2億563万5,000円となっております。

4ページをご覧いただきたいと思います。第2表 地方債補正ということで、今回、過疎対策事業につきまして増額の、限度額の増額をお願いしてございます。建物提案型の公営住宅整備事業への充当を予定してございます。

5ページから事項別明細書となっております。

7ページから内容を説明させていただきます。

まず歳入でございます。

町税におきまして、固定資産税また軽自動車税につきましては、それぞれ当初賦課確定に伴いまして今般、増額をさせていただきました。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金でございます。

まず総務費の国庫補助金の中で、デジタル基盤改革支援補助金でございます。これにつきましてはこれまで継続しております自治体システム標準化に伴うシステム改修費への補助ということで935万5,000円でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、支援給付金の支給に伴う事務費部分の補助となっております。下の民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業補助金につきましては、児童手当制度の改正に伴いまして、それぞれのシステム改修への補助ということで366万3,000円を計上してございます。

県支出金の県負担金でございますが、保険基盤安定負担金。これは健康保険税の算定の確定によりまして106万7,000円、減額をお願いしてございます。

8ページの県補助金で、農林水産業費県補助金でございます。森林環境交付金事業（地域重点枠）ということで333万円でございますが、薪ステーションでの備品購入費で充当させていただくものでございます。里山林保全対策事業補助金につきましては、ナラ枯れ対策事業での増額をお願いしてございます。

繰越金につきましては、令和5年度、出納閉鎖に伴いまして4,976万1,000円の繰越を計上してございます。

町債でございます。先ほど地方債補正でも申し上げました。過疎対策事業債におきまして、建物提案型公営住宅整備事業への充当ということで1億1,600万円を計上してございます。

続きまして、9ページから歳出をご説明申し上げます。

今般、4月に定期人事異動ございました。それに伴います人件費の補正につきまして各科目において計上させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

10ページご覧いただきたいと思います。委託料でございますが、人事給与システム改修委託料ということで、これにつきましては児童手当制度の改正がございます。今般、所得制限の撤廃、また支給月の変更、年4回から年6回というような変更がございますので、職員の給与システムの改修委託について41万8,000円お願いしてございます。

次、情報システム管理費でございます。委託料の社会保障・税番号制度関連業務委託料ということで、これにつきましては自治体システムの標準化、国で進めております標準化への対応ということで、今回、住民記録また固定資産税、住民税等々、14業務におきまして標準化への対応をシステム改修を行います。これにつきましては国庫補助金の10分の10を予定してございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） それでは、10ページ中ほどになります。11目、公民館費でございます。最下段、14節、工事請負費でございます。施設維持補修工事ということで875万円ほどお願いをしております。予定としましては朝日公民館前の駐車場の舗装でございますが、非常に破損が進んでおりまして、穴があいているといったような状況でございますので、打ち替え補修のための予算といたしまして増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 12目、交通安全対策費であります。工事請負費で151万5,000円。こちら防犯カメラの設置工事であります。こちら5月14日の未明に、隣の南会津町で起きました事件を受けまして、やはり、町内においても防犯カメラを設置し、町民の安全を確保しようということで、町内の出入口にあたります主要な道路に5基設置する

ものでございます。

続いて、11ページの徴税費でありますけれども、徴税総務費につきましては職員の人事異動に伴う補正でございます。

続いて、その下になります。戸籍住民基本台帳費につきましても同様でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 統計調査総務費におきましても人事異動に伴う補正をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、民生費、社会福祉費でございます。

社会福祉総務費の給料から共済費につきましては人事異動による補正となっております。

13ページまいりまして需用費の消耗品費、そして、その下の11の役務費の通信運搬費、12委託料の給付支援事業委託料につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策の給付金の令和6年度分を給付するにあたりまして、事務費の補正ということでお願いをしております。この給付金につきましては、今年度、新たに非課税となった世帯及び均等割りだけの課税となった世帯に10万円ですね。一世帯10万円。そして、その世帯に子どもがいらっしゃる場合については一人当たり5万円の加算ということで給付となるものでございます。今回は事務費のみの計上ということで、給付金の本体につきましては令和5年度の予算を繰越をして支給をするという形になってございます。この財源につきましては国庫補助金となっております。

戻りますけれども、需要費の修繕料及び手数料、自動車の損害保険料。そして、26公課費につきましては、今年度、あさひヶ丘のデイサービスを休止したことによりまして、デイサービスで使用をしていたバスですが、南会津会で今年度、使用する予定がないということで一旦、保健福祉課のほうで今年度、管理をすることとなりました。それに際しましての車検にかかる費用等々の計上でございます。

最下段の27の操出金の国民健康保険事業の特別会計の操出金につきましては、保険基盤安定費ということで、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から繰り入れておりますけれども、保険税の算定に伴いましての減額となります。詳しくは特会のほうで説明をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 資料の14ページをご覧ください。

2項、児童福祉費。1目、児童福祉総務費でございます。委託料につきましては、歳入の児童福祉費補助金で説明のありました児童手当拡充に伴いますシステム改修委託料として324万5,000円の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 保育所長、梁取洋一君。

○保育所長（梁取洋一君） （マイクなし 聴き取り不能） …人事異動に伴う増額です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 衛生費に移ります。

衛生費。保健衛生費の保健衛生総務費でございますが、こちらについては人事異動による補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 3目、環境衛生費でございます。こちらも人事異動に伴う補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 15ページ目にまいりまして、4目の保健事業費となります。

こちら委託料ということで、健康管理システムの改修委託料、増額で補正をお願いしております。これにつきましては、町の健診を保健衛生協会さんのほうに委託をしております。昨年、その健診の様式が変更となっております。昨年度も補正予算でお願いをしたんですけれども、昨年度はその様式が変更することによって書類を出すための回収の変更の補正をお願いしました。今年度については、その変更した様式のデータを取り込むためのシステムの改修が必要だということで、本来であれば、当初予算でお願いすべき予算でございましたけれども、ちょっと私どももその改修が非常に立て込んでおりました事業整理がうまくできなかったものから、今回の補正ということになってしまいまして大変申し訳なかったんですけれども、そういった内容の委託料になってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 15ページ下段になります。款の6、農林水産業費、2目の農

業総務費でございますが、定期人事異動による減額でございます。16ページの上まで同じでございます。

3目、農業振興費でございます。節、負担金、補助及び交付金。補助金、夢ある農業応援事業補助金500万円の増額をお願いしてございます。本事業につきましては当初予算で500万円ほど予算措置されておるものでございますけれども、この事業が3ヶ年事業ということで、本年度が最終年度ということでございますが、既に交付決定が5件、300万超ほど、既に交付決定をしてございます。その他にも申請相談が7件、500万円超ほどございまして、そういったこと含めまして、予備も含めまして、今回500万円の増額をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 7目、農地費でございます。操出金98万3,000円。農業集落排水事業会計への操出金となっております。こちらのほう、人件費でございまして、職員の人事異動に伴う操出金の増額になっております。不明水処理費とございますけれども、こちらのほう、集落排水なんですけれども、雨水などが集排に入ります。その分の費用について、10パーセント、総務管理費で10パーセントをみるということで、こちらのほう不明水処理費として9万8,000円を計上するものでございます。特会の排水事業の会計の補正のほうで改めて人件費については説明したいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 8目、農業機械費でございます。13節の使用料及び賃借料でございますが、機材等借上料で93万4,000円をお願いしてございます。この内容につきましては、本年の浅雪、さらには雨不足ということで、7月・8月の出水期間の水不足が想定されます。そういった渇水に備えまして、現在、町所有で4台、ポンプを、揚水ポンプを保有はしてございますけれども、そのほかに高圧ポンプ3台、さらには通常のポンプ3台、合計10台を配備をしまして渇水に備えたいというような内容でございます。

続きまして、項の林業費、林業総務費でございますが、こちらは人事異動等による増でございます。

続いて、2目の林業振興費、委託料でございます。森林病虫害防除事業委託料ということで59万6,000円お願いしてございますが、こちら歳入にもございましたけれども、ナラ枯れ防除に係る委託に関して、資材費の高騰に係りまして増額の補正をお願いするもので

ございます。

3目の薪エネルギー推進費でございます。17備品購入費。機械器具費でございますが、333万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、薪ステーション内で使用するグラップル、木材カヤック機械を1台購入をしたいものでございます。ステーション内での木材の移動、運搬に利用をするというような内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、17ページ目中段からとなります。

款の7、商工費。項の1、商工費。1目、商工総務費につきましては人事異動に伴う増減でございます。

4目、観光施設費になります。14工事請負費ということで、施設の撤去工事108万9,000円ということでお願いをさせていただいております。こちらにつきましては、奥会津只見の森キャンプ場がございまして、そちらの山のほうに向かう遊歩道の途中にございまして東屋のほうで、昨年、ご指摘をいただいております、非常に危険な状態、崩れて危険な状態になっておりました。春先に、雪消え後に現地を確認させていただきまして、こちらの施設につきまして撤去させていただく方向で、撤去工事ということで予算のほうをお願いした次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 18ページ、款の土木費に入りますが、ここで資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 18ページ、土木費でございます。

はじめに1目の土木総務費でございますが、こちらにつきましては職員の人事異動による増減でございます。

続きまして、5目の橋梁維持費でございます。23万8,000円。修繕料の増額をお願いしてございます。こちらにつきましては、令和5年度、橋梁の照明調査の結果によりまして補正をさせていただくものでございますが、平成27・8年頃にLED化工事をした際に、

ほぼ10年が経過した中で様々、不具合が生じておりまして、その部分につきましては現計予算の中で対応してまいりましたが、一部、外灯修繕が既定予算で難しい箇所がございますので、今回、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、土木費の項、4の住宅費でございます。1目の住宅管理費でございますが、652万6,000円の補正。克雪対策事業補助金でございます。こちらにつきましては、当初1,000万円の予算を議決をいただいております。3月の初めから申請を受け付けをいたしまして、72件の申請がございまして、そのうち内容を精査した結果、68件が対象というようなことで、その中で今回、申請期限までに申請されました内容、補助対象申請分全てについて本年度実施をしたいということで652万6,000円を補正をお願いしたものでございます。

続きまして、2目の住宅整備費でございます。1億5,500万円の補正。公有財産購入費の建物購入費1億5,500万円でございます。こちらにつきましては、小林字下照岡地内に1階部分が車庫、2階部分を居住部といたします1DKタイプ2室、1LDKタイプ2室の1棟4戸を整備するために、令和5年議会12月会議における一般会計補正予算において債務負担行為1億6,000万円を議決をいただき、令和6年1月から公募開始を始めて事業を進めてまいりましたものでございます。5月17日に公募型プロポーザル選定委員会を開催をいたしまして、事業者ヒアリング並びに審査会を経て、事業優先交渉権者に積水ハウス株式会社東北シャーマゾン支店、構成員としましては南会西部建設コーポレーション南会津事業所を選定をしたところでございます。提案額としましては1億4,850万円ございました。町としましては、今後、町と優先交渉権者は公募型プロポーザル選定委員会が出された意見などを踏まえまして、只見町の要求水準をさらに満足できるように提案内容について協議、確認をし、合意後に売買に関する基本的事項を定めた基本協定書に締結をする、というような運びにする予定としてございます。

その協議に至る、段階にあたる、今回、議会6月会議に予算の補正をお願いをしておるといところでございます。

今後、6月以降、住宅等の売買契約に必要な設計図書、建築確認申請許可、建築基準法の適合判定書等々を取得するために、優先事業権者は作業を進めてまいります。

そういった様々な予算の議決を頂戴し、仮契約を締結し、そういった様々な所要件をクリアしたあかつきには議会の議決を経て本契約をしたいというような運びでございます。

本事業につきましては、小林地区で今回、実施をするということで、小林区に6月3日に集落説明会を実施をさせていただきました。集落説明会の中でのご意見ということで、後程、議案資料で説明をいたしますが、建物位置を若干、後ろに下げしてほしいというような要望がございまして、そちらについては集落の要望に適應られるように今後、交渉を進めていきたいというようなこと。あとは周辺の除雪についてどうなるかというような不安を抱かれておりましたので、そちらにつきましては状況を確認し、不具合があれば、町としてその改善を図っていきますというようなことで回答をさせていただいております。

さらに、小林地区では、その地区周辺に防火水槽を要望されてございます。そちらにつきましては、その土地以外に必要だということではないので、近くで、周辺であれば良いということで、今後協議をしていこうという話になってございます。

議案第45号資料で内容のほうは説明をさせていただきますが、1ページ開きますと、つなぐ住宅というようなことで、そういったコンセプトで進めさせていただいておるところでございまして、経営状況、企画の安定性、ご覧をいただければと思います。

続いて、2ページ目になりますけれども、建て方、構造ということですが、右上に要求水準以上の性能の確保ということで記載ありますとおり、町が要求水準を満たしたのものよりも、さらに上段の要求の水準を満たした提案というような状況になってございます。3ページにまいりますと外装でございまして、中ほどに写真ございまして、片流れの屋根形状で建築を予定していくというようなことになってございます。右側が、その周辺位置図になりますけれども、この上部分が明和公民館方面の国道がある。下が大きい町道ということになってございますが、この位置図の建物の位置を2メートル程度、下げられないかというような要望がありまして、その要望に應えるべく今後、優先交渉権者と協議をしてまいるといったような内容でございまして、4ページ目に入りまして住居部分でございまして、ここに間取りが出てまいります。真ん中でございまして、2) 1DKタイプの間取りの工夫、右側に3) で1LDK可変タイプの間取りの工夫ということになってございます。先ほども説明しましたとおり、1階は車庫ということで、1DKタイプは1台の車庫、1LDKについては2台の車庫という形になります。1DKタイプについてはウォークインクローゼットを装備したタイプということで収納にも充実した形になってございます。1LDKタイプについては入居者のニーズに合わせた2LDKにも変化できる、壁がスライドするような形での工夫がなされているというような内容でございまして、あとはその他の内容につい

ては、沖2号住宅に沿ったような住宅整備ということで、内容としましては1月下旬までに工事を終了、建物の工事終了。外構としましては5月末を目途にという提案でございます。そちらについては6ページに記載になってございます。

その他、詳細につきましてはご覧をいただきたいと思いますが、一番後ろから2枚目に、その外観パースということで、立体的なものになるとイメージが付きやすいのかなというふうに思います。その下が1LDKの部屋の見込、一番裏が1DKの見込というようなことでございます。

そういった形で1億5,500万円の予算、先ほど1億4,800万円ということ、1億4,850万円の提案ということでございますが、今後、町の要望等が協議の中であればというようなことで、予備費含めて1億5,500万円の予算をお願いしたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 19ページ、消防費であります。1目、非常備消防総務費につきましては人事異動に伴う補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 19ページ下段になります。教育費。2目、事務局費でございます。給料から共済費につきましては定期人事異動に伴う増額であります。

20ページにまいりまして、14節、工事請負費の教員住宅改修工事につきましては、3月末に空き部屋が確定しましたので、4部屋分の間取り等に変更が生じたので、148万1,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、2項、小学校費の21万円、3項、中学校費7万円の学校管理備品であります。こちらにつきましては今年度から虫歯予防の取り組みとして、小学生から中学生を対象にフッ化物洗口を希望者に対しまして実施することとなりましたので、洗口液等の保管庫を各学校1台ずつ購入するものです。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 21ページでございます。予備費343万7,000円を増額させていただいて調整をさせていただきました。

22ページ以降は給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

上着の着衣を求めます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 本日はこれで延会します。

ご苦勞様でした。

(午後4時49分)